



# 戦後初期神戸華僑総会の活動と「中華民国」 : 一九四五年から一九五〇年代までを中心に

岡野, 翔太

---

**(Citation)**

神戸大学文学部紀要, 52:1-56

**(Issue Date)**

2025

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCOI)**

<https://doi.org/10.24546/0100494046>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100494046>



# 戦後初期神戸華僑総会の活動と「中華民国」

——一九四五年から一九五〇年代までを中心に

岡野 翔 太（葉翔太）

はじめに

第二次世界大戦後、日本の各都道府県で「華僑総会」（地域によっては華僑聯合会の名称を用いる組織もあった）との名を冠した組織が誕生した。発足当初、会員は日本在住の中国大陸出身者に限定されていたが、一九四六年ごろより台湾出身者の組織と合併する。組織の統合は一九四六年四月から一九四七年初頭にかけて、各地域それぞれ異なる時期に行われた。この時代の台湾出身者は戦前の日本統治期に來日した人びとであった。

台湾は日本の敗戦に伴い日本の統治を離れ、中華民国政府<sup>1</sup>に接收された。日本の主要四島は連合国軍総司令部以降本稿では、第二次世界大戦後の重慶国民政府から南京国民政府、そして台湾に移転した政府を「中華民国政府」（あるいは単に中華民国）と呼ぶ。

(GHQ/SCAPP)の占領下におかれ、出入国管理にいたってもGHQの指揮監督に委ねられた。日本の在留外国人の取扱いに関しては、一九四五年一月一日の「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期基本的指令」で定められ、敗戦後の日本に留まっていた旧台湾本島人（以下、台湾出身者）は「解放国民」として規定された。<sup>2</sup> 日本警察は台湾出身者を日本国籍者として扱おうとしたが、台湾出身者の側は法的な規定とは別に「中華民国国籍」すなわち「連合国民」であることを主張していた。中華民国政府が「在外台僑国籍処理弁法」を制定し、在外台湾人の「中華民国国籍」の「回復」を宣言したのが一九四六年六月のことである。この弁法の制定前より、台湾出身者は「華僑」との合流を目指し、東京華僑聯合会など一部地域では先に組織の統合を実現させていた。<sup>3</sup>

一九四六年四月、各地の華僑総会の上部組織として「中華民国留日華僑総会」が結成される。これにより、日本各地の華僑総会は「華僑聯合会」へと改称されたが、神戸は最も早く成立した会であったことから、「神戸華僑総会」の名を用い続けた。<sup>4</sup> その後、各地総会は中華民国政府の「中華民国駐日代表团」（一九四六年五月九日発足）<sup>5</sup>と結

2 法務省入国管理局編『出入国管理の回顧と展望…入管発足三〇周年を記念して』（大蔵省印刷局、一九八一年）七四頁。

3 楊子震「帝国臣民から在日華僑へ…渋谷事件と戦後初期在日台湾人の法的地位」『日本台湾学会報』一四号（二〇一二年六月）七二頁。

4 許淑真「留日華僑総会の成立に就いて…阪神華僑を中心として」山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』（巖南堂書店、一九八三年）一四七頁。

5 楊子震「中国駐日代表团之研究…初探戦後中日・台日関係之三元架構」『国史館刊』第一九期（二〇〇九年三月）五八頁。

びつきながら、駐日代表团による「僑民登録」に協力していく。「僑民」とはすなわち「在外国民」のことである。日本の敗戦前夜まで、中国大陸出身者は汪精衛（汪兆銘）政権の管轄下にあった。加えて台湾出身者も日本国籍者であったことから、駐日代表团にとって誰が中華民国の「在外国民」となるのか、その判定は各地華僑総会に頼るほかなかった。そして駐日代表团は華僑総会での登録をもとに、中国大陸出身者と台湾出身者それぞれに「華僑臨時登記証」を発給した。これは台湾出身者にとって中華民国国籍を持つことを証明する身分証となり、以降、事実上「連合国民」として扱われる。各地総会は、台湾出身者もそのうちに含めながら、食糧や衣料品の配給のほか、連合国民となった「中（華民）国人」に対して実施された食糧の特別配給（特配）の申請業務も同時に担っていく。

台湾出身者は東京、大阪、神戸に集中した。これらの地域の華僑総会（聯合会）では一九四六年以降、台湾出身者が主導的な地位を占めていた。このように日本で台湾出身者と大陸出身者が「在日華僑」として行動を共にし始めたころ、中国大陸では国共内戦が激化するなかで中国共産党が勢いづき、台湾では中華民国政府と現地住民の間で衝突が発生した。後者は二・二八事件（一九四七年）として知られる。二・二八事件は日本在住の台湾出身者にも動揺を与え、一九四九年一〇月には中華人民共和国が成立し、同年一二月に中華民国が台湾に中央政府を移転させると、中華人民共和国にシンパシーを持つ台湾出身者も現れた。こうして日本において、中華民国政府と対立する反体制派（親中華人民共和国派や台湾独立派）が生まれた。

6 鶴園裕基「送還、登録、法的地位…占領期在日中国・台湾人に対する移動管理の始動（一九四五―一九四七）」『現代台湾研究』四九号（二〇一九年七月）四八頁。

7 本稿では台湾出身者と大陸出身者の総称として「在日華僑」という語を用いる。

本稿で扱う「神戸華僑総会」は一九四九年九月一日から現在に至るまで北野町の異人館旧ゲンセン邸(図一)を事務所として使用している。一九五一年には上部組織「中華民國留日華僑総会」が「中華民國留日華僑聯合総会」と改称したことにあわせ、会の正式名称を「中華民國留日神戸華僑総会」とした。一方、現在、神戸市中央区下山手通には親中華人民共和国派の「神戸華僑総会」がある。これは一九五七年発足の「神戸華僑聯誼会」を前身とし、一九七六年に「神戸華僑総会」と名を改めたものである。中華民國留日神戸華僑総会は下山手通の「神戸華僑総会」とは無関係の立場にあるとしている。神戸のほか、東京、横浜、京都など今日の日本には親中華民国派と親中華人民共和国派の華僑総会が並立している。本稿では所蔵資料に言及する場合を除き、北野町の総会を「神戸華僑総会」

8 「各地華僑聯合会各団体」(一九四九年八月一六日)『發文 外務1-2 (民国三十八年七月-三十九年十二月)』中華民國留日神戸華僑総会所蔵。

9 慣例として単に「神戸華僑総会」や「留日神戸華僑総会」を名乗ることもある。なお、中華民國留日華僑聯合総会は一九七四年に「日本中華聯合総会」と改称する。

10 『落地生根』(二五六頁)において、一九七六年五月に神戸華僑聯誼会は神戸華僑総会と「統一した」と説明されているが、これは一般読者には分かりにくい。神戸華僑聯誼会は北野町の神戸華僑総会(中華民國留日神戸華僑総会)を、在神華僑を代表する組織ではないとの立場に立ち、「兵庫県下在住の華僑はみな神戸華僑総会の会員である」とする一九四七年の総会章程をもって、独自に「神戸華僑総会会員大会」(一九七六年五月三〇日)を開催し、新たな神戸華僑総会会長と理監事を選出して、神戸華僑聯誼会と統合した。これによって神戸華僑を論じる書籍などでは総会と聯誼会組織が「統一した」とするものが多い。中華会館編『落地生根:神戸華僑と神阪中華会館の百年』(増訂版)(研文出版、二〇一三年)一三五頁。一方、中華民國留日神戸華僑総会は「神戸華僑総会会員大会」(一九七六年五月三〇日)を認めていない。

11 愛知県においては親中華民国派が「中華民國留日名古屋華僑総会」を名乗り、親中華人民共和国派が「愛知華僑総会」を

と呼び、論を進める。

一九五〇年代、中華人民共和国支持の勢力が神戸でも広がりつつあったとはいえ、神戸華僑総会（つまり現在の中華民国留日神戸華僑総会）は「中華民国」を本国と捉えて活動し、さらに在神華僑の家族登録や中華民国パスポートの申請代行業務を請け負った。一方でこの当時の理監事名簿を見ると、中華民国政府が「親中華人民共和国派」とのレッテルを貼った人物の名もあった。かれらは次第に神戸華僑総会を離れ、一九五七年に発足した親中華人民共和国の神戸華僑聯誼会へと活動の場を移す。以降、神戸華僑総会は「親中華民国派」と位置付けられ得る組織になる。では、いかにして「親中華民国派」となっていたのだろうか。また、そのような神戸華僑総会と生活者としての神戸華僑はどのような関係にあったのだろうか。これを「中華民国」の存在と影響から考えたい。

以上の問いに答えるため、本稿では『中華民国外交部檔案』や在日華僑団体の各種機関紙ほか、神戸華僑歴史博名乗っている。なお大阪には中央区東心斎橋に親中華民国派の「中華民国留日大阪中華総会」があり、西区靱本町に親中華人民共和国派の「大阪華僑総会」がある。「中華総会」の名を冠した組織は大阪以外では福岡、千葉などに見られる一九七二年の日華断交を一つの契機として、「華僑総会」から改称した組織である。この点は、岡野翔太「日本における『台湾系』華僑組織」華僑華人の事典編集委員会編『華僑華人の事典』（丸善出版、二〇一七年）二一八―二二二頁に詳しい。



図一. 中華民国留日神戸華僑総会  
筆者撮影

物館所蔵の個人文書、中華民国留日神戸華僑総会所蔵資料などを一次史料として用いる。近年、台湾では外交文書〔『中華民国外交部档案』〕の公開が進んでいる。しかし、華僑総会内部については刊行されている機関紙類に頼るか、当時の動向を追う方法がなかった。中華民国留日神戸華僑総会所蔵の資料は現在、筆者が同会の同意を得て整理中である。具体的には写真、戦後初期に発行された会員証、各地華僑団体や駐日公館<sup>12</sup>との間で交わされた書簡、会員向けの通知、総会主催行事の式次第や名簿、会議議事録、生活困窮者を救済することを目的として一九四九年に発足した「神戸華僑総会救済委員会」関連の台帳などを整理している。各地の華僑総会では、事務所の移転や組織に携わる者の世代交代などで古い記録が散逸している<sup>13</sup>。そうしたなかで、中華民国留日神戸華僑総会所蔵の資料はまともっており貴重である。本稿では多くの写真資料を掲載しているが、出典の記していない図版は、中華民国留日神戸華僑総会の所蔵資料である。

なお、戦後初期の神戸華僑総会活動の全体像を掴むため、発足直後の会の活動については、拙著の内容と重複する部分が多いことをあらかじめ述べておく<sup>14</sup>。

12 中華民国政府が日本に設置した中華民国駐日代表団や中華民国駐大阪総領事館などの在外公館のことを指す。

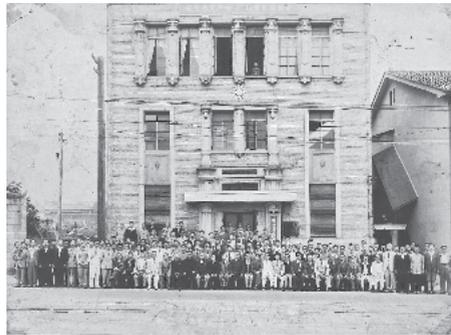
13 神戸華僑聯誼会の資料については、神戸華僑歴史博物館に『石嘉成コレクション』として整理・公開されている。

14 特に岡野翔太（葉翔太）『二重読みされる中華民国…戦後日本を生きた華僑・台僑の「故郷」』（大阪大学出版会、二〇二三年）第二章、八二―一二二頁。なお筆者は拙著の刊行後に中華民国留日神戸華僑総会所蔵資料の整理に着手し、拙著執筆時には見つけられなかった資料を多く発見した。本稿では新たに発見した資料を用い、拙著の不足を補うこととした。

## 一・神戸華僑総会の発足

### (1) 連合国民の対外窓口

神戸華僑歴史博物館初代館長陳徳仁の回想によると、一九四五年八月二〇日ごろに組織された神戸華僑臨時弁事処の呼びかけにより、同年一〇月に神戸華僑総会が成立したという。<sup>15</sup>理事は二一名、初代会長には河北省出身で神戸中華同文学学校校長を務める李萬之、副会長には河北省出身の呉玉臣と広東省出身の招協衡が選ばれた。<sup>16</sup>発足当時の事務所は山本通三丁目一四九にあったと思われる、後述する台湾省民会と合併した一九四六年一月以降、神戸市生田区中山手通四丁目二二に事務所が置かれていたことが分かっている。中山手通の事務所は一九四七年二月二一日の火災で焼失し、神戸市生田区山本通二丁目一〇七にあった中国国民党駐神戸直属支部の建物内<sup>17</sup>(図二)に事務所が置かれた。



図二. 中国国民党駐神戸直属支部（1940年代後半撮影）  
江丕正氏提供

15 神戸華僑臨時弁事処は神戸華僑青年会（一九四五年八月発足）を中心として発足した。許淑真、一九八三年、一四二頁。

16 「神戸華僑会結成」『神戸新聞』（一九四五年一〇月一〇日）。中華会館編、二〇一三年、三三二頁。正副会長の出身地（籍貫）は『中華民国留日神戸華僑総会理監事関係綴（一九四五―一九九七年）』中華民国留日神戸華僑総会所蔵に基づく。

17 一九四〇年代後半当時に中国国民党神戸直属支部として使用されたこの建物は、二〇二四年現在、駐神戸大韓民国総領事館が使用している。

一九四七年七月一日に、事務所を神戸市生田区元町通二丁目九九に再度移転させ、一九四九年九月に現在の北野町四丁目に移った。<sup>18</sup>

長らく神戸華僑総会の発足月は一九四五年一〇月としか明らかにならなかったが、筆者が同年発行の『神戸新聞』を確認したところ、一九四五年一〇月三日に結成されたことが判明した。<sup>19</sup> 同月一〇日には海員会館にて双十節（中華民国の建国記念日）祝賀行事を開催した。<sup>20</sup> 現在確認できる同会主催の最も古い行事である。

神戸華僑総会は発足後、戦前からのつながりを通じて会員を広げ、会員登録を行ったものに「会員登録証」を発給した（図三、図四）。<sup>22</sup> 中華民国留日神戸華僑総会に残されている「会員登録証」を確認したところ、これは台湾同郷会と合併する一九四六年一月以前に発給されたもので、登記者のすべてが大陸各省を籍貫に持つ人びとであった。表紙には中華民国国旗（青天白日満地紅旗）があしらわれており、めくると登記者の写真が添付されたページのほか、姓名、性別、年齢、籍貫（父あるいは父系祖先の出生地）、日本に入国した年月日、出生地、現住所、職業が

18 事務所の変遷は『中華民国留日神戸華僑総会理監事関係綴（一九四五―一九九七年）』を参照。初代事務所が山本通三丁目にあった点は、住所の印字された封筒より推察した。

19 「互いに助け合はう中国、朝鮮人との理解も深まる 過去の一切を水に流し」『神戸新聞』（一九四五年二月八日）。

20 「けふ双十節 在神華僑の催し」『神戸新聞』（一九四五年一〇月一〇日）。

21 許淑真、一九八三年、一四四頁。

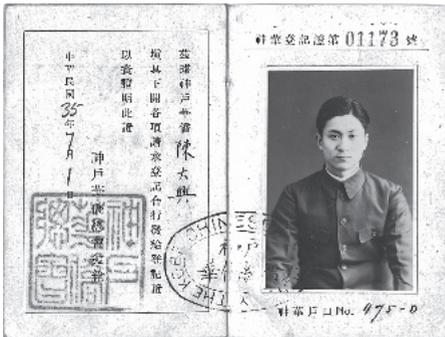
22 図四を掲載するにあたり中華民国留日神戸華僑総会元副会長の陳大興氏（籍貫は江蘇省）ご家族より承諾いただいた。記して感謝申し上げます。

記されていた。

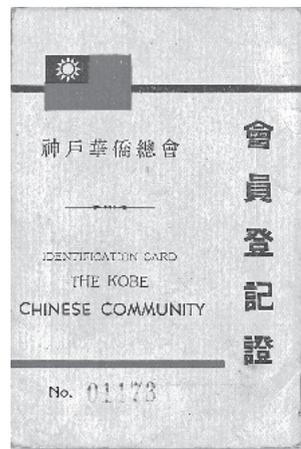
「会員登記証」上の中華民国国旗は神戸華僑にとって新時代を告げるものであった。なぜなら日本の敗戦まで、日本には汪精衛を首班とする「中華民国」（汪精衛政権）の駐日大使館があり、神戸には総領事館が置かれていた。汪精衛政権は戦前日本が掲げた「大東亜共栄圏」構想に呼応し、日本と対峙した蒋介石の重慶国民政府と区別するため、青天白日滿地紅旗上部に「和平 反共 建国」の文字を書き入れた黄色の三角旗を加えていた。当時、在日華僑は汪精衛政権を支持するほかになく、汪精衛政権が成立した一九四〇年以降、在日華僑は三角旗を付けた青天白日滿地紅旗を行事などで掲げた。<sup>23</sup> その汪精衛政権は日本がポツダム宣言を受諾した翌日の一九四五年八月一日に解散する。<sup>24</sup> 戦後すぐに発足した神戸華僑総会が三角旗を外した青天白日滿地紅旗を「会員登記証」の表紙に載せたことは、「連合国」となり在日華僑の「本国」の政府となる蒋介石の

23 広中一成『ニセチャイナ 中国傀儡政権 満洲・蒙疆・冀東・臨時・維新・南京』（社会評論社、二〇一三年）四一三頁。

24 広中一成、二〇一三年、四二八頁。



図四. 「会員登記証」の写真ページ



図三. 「会員登記証」の表紙

「中華民国」（重慶国民政府）への帰属の表明であったといえる。

神戸華僑総会が発足したばかりのころ、中華民国政府（重慶国民政府）の軍事代表団は日本で活動こそしていたが、政府が実際に日本在住の中国大陸出身者と台湾出身者の把握に乗り出すのは、一九四六年五月に中華民国駐日代表団が発足して以降のことである。<sup>25</sup> そうした時代にあつて、発足当初の神戸華僑総会は在神華僑の対外窓口となり、また兵庫県の要請に応じて、兵庫県在住の大陸出身者の戸籍調査と登記を行い、特配物資の配給に着手した。<sup>26</sup> 「連合国民」向けに配給された特配物資は一部「華僑」の手によって、三ノ宮駅から神戸駅間の鉄道高架下周辺に形成されたヤミ市に流れた。<sup>27</sup>

ヤミ市は日本人のみならず、大陸出身者、台湾出身者、朝鮮半島出身者が屋台を並べていた。しかし次第に縄張り争いが発生し、露天商同士やさらにそれを取り締まろうとした警察との間での衝突事案が増加する。こうしたなかで、一九四五年二月ごろより台湾出身者、朝鮮半島出身者、大陸出身者それぞれの組織が自警活動に協力するようになり、神戸華僑総会もそのうちの一つに加わった。<sup>28</sup> ヤミ市を支えたのは鉄道輸送で、連合国民専用の車両が運

25 鶴園裕基、二〇一九年、四七頁。

26 中華会館編、二〇一三年、二二二頁。

27 大陸出身か台湾出身かは特定できず、双方を含め得る言葉としてここで「華僑」を用いる。鴻山俊雄『神戸大阪の華僑…在日華僑百年史』（華僑問題研究所、一九七九年）八〇頁。

28 「暗黒街、神戸」の暴徒取締り M・P と警官に外人団体も協力して『神戸新聞』（一九四五年二月三日）。

用されていた。それに大陸出身者も台湾出身者も乗り込んで遠方まで仕入れに向かい、鉄道駅前で品物を販売した。<sup>29</sup>駐日代表団が在日華僑の登録を始める前において、青天白日や青天白日滿地紅旗をあしらったバッジや証明書は、たとえそれが華僑総会の会員登記証であったとしても、所持するだけで自らを「連合国民」であると日本人に知らせるツールとなった。<sup>30</sup>

## (2) 台湾省民会との合流

ここで台湾出身者について述べたい。GHQによる占領が始まると、日本に留まった台湾出身者は朝鮮半島出身者とともに「解放国民」に規定された。中国大陸出身者は「連合国民」として食糧配給上の特権を有したが、「解放国民」については何の取り決めもされていなかった。<sup>31</sup>台湾出身者は自らの権益を守るべく、一九四五年一〇月以降、日本各地で組織を作る。そして、新聞広告などで台湾出身の会員を募り、会に申告された情報に基づいて身分を証明する「会員証」が会員に発行された。

中華民国留日神戸華僑総会には、一九四五年一〇月に発足した神戸の「台湾省民会」（会長・陳義方）が発行した「中華民国台湾省民証」（図五）と、東京を拠点とした「台湾同郷会」が発行した「中華民国台湾同郷会会員章」（図六）が残されている。いずれにも青天白日があしらわれており、省民証は早いもので一九四五年一月ごろには発給

29 林歳徳『私の抗日天命…ある台湾人の記録』（社会評論社、一九九四年）一二七頁。

30 黄嘉琪「第二次世界大戦前後の日本における台湾出身者の定住化」『開港都市研究』第Ⅲ号（二〇〇八年三月）一三六頁。

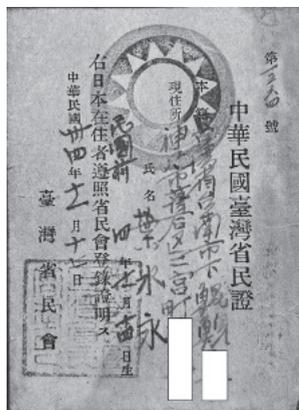
31 何義麟『戦後在日台湾人的処境與認同』（台北・五南図書出版、二〇一五年）三九頁。

されている。<sup>32</sup>漢字氏名の者だけでなく、カタカナ表記による原住民の氏名も一部見られた。

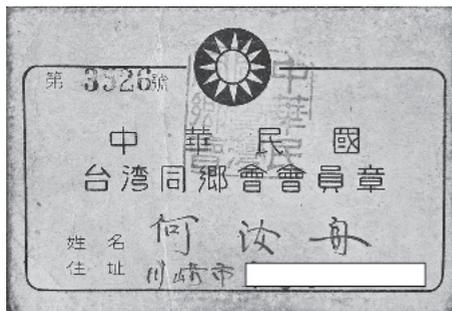
台湾出身者のなかには終戦直後より「連合国民」専用の列車に乗って遠方へ買い出しに行き、ヤミ市で生計を立てる者がいた。列車に乗るにしても誰かに自らを「連合国民」であると知らせる必要がある。実際、一部の省民証の裏面には、同証を持参して無賃で乗車したことを示す手控えと押印がなされていた。台湾出身者は厳密には「連合国民」ではなかったが、会員証上の青天白日からも「連合国民」を自認し、台湾出身者にとって最大限の利益享受が可能になるよう行動していたことがうかがえる。

終戦直後、大陸出身者と台湾出身者の組織はそれぞれ分かれていたが、少なくとも神戸の台湾省民会は台湾出身者の地位安定を図るため、発足当初より神戸華僑総会との協力を取り付けようと動いていた。一九四五年一〇月二四日には『神戸新聞』に掲載された「公告」において、省民会の会員名簿は台湾出身者への特別配給を見越し神戸

32 第一号は一九四五年一月五日に陳瑞麟に発行された。



図五. 中華民國台湾省民証



図六. 中華民國台湾同郷會會員章 (1946年ごろ)

華僑総会にも共有される旨が記された。<sup>33</sup>

同郷人を支援する動きは神戸の外にも広がっていた。同年一月三日には神戸の台湾省民会会長の陳義方が、名古屋を拠点とする東海台湾省民会会長の李進通を連れて神戸華僑総会に赴き、名古屋在住「華僑」への医薬品や衣服などの支援を要請した。当時、名古屋には大陸出身者をまとめる組織がなく、東海台湾省民会がその世話にあたった。東海台湾省民会を構成する台湾出身者の多くは台湾出身の医学生で、どこからも支援を受けられぬまま栄養失調状態に陥っている華僑の診察にあたっており、組織そのものも疲弊状態にあったという。<sup>34</sup>

一九四六年に入り、台湾出身者と大陸出身者の組織を統合する動きが、まず東京で出てくる。一九四五年一月二月には東京で、台湾出身学生と大陸出身学生が中心となった「中華民国留日学生東京同学会」が発足した。一九四六年一月二八日には、東京同学会が中心となり全国的な留学生組織「中華民国留日同学総会」が成立し、その副主席には「台湾学生聯盟」（一九四五年一〇月発足）の委員長が就任した。大陸出身、台湾出身と別々に存在していた留学生組織の統合は、全国組織と地方組織それぞれでも進んでいった。<sup>35</sup>

各地華僑総会と台湾同郷会（省民会）の統合案は一九四六年四月以降、東京で具体的な協議が行われた。また同月には各地の華僑総会の上部組織として「中華民国留日華僑総会」が結成される。日本各地の華僑総会は「華僑聯合会」へと改称されていたが、神戸は最も早く成立した会であったことから、「神戸華僑総会」の名を用い続けた

33 「公告」『神戸新聞』（一九四五年一〇月二四日）。

34 「報告」（一九四五年一月一日ごろ作成）中華民国留日神戸華僑総会所蔵資料。

35 陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』（日本僑報社、二〇〇四年）五八一―六二頁。

(以降、日本各地の華僑聯合会ならびに神戸華僑総会をまとめて指す際、各地総会ないし各地聯合会という)<sup>36</sup>。同年四月一五日と一六日に「東京華僑聯合会」で開催された台湾出身者との組織統合の協議には、神戸からも「神戸華僑総会」と台湾省民会の関係者が出席した。<sup>37</sup>そして五月、東京で台湾同郷会と東京華僑聯合会が合併し、後者に一本化された。

神戸ではしばらく華僑総会と台湾省民会が別々に存続していたが、「中華民国」の国民として一体化を演出すべく、神戸華僑総会と合同で行事を開催することも多くなった。一九四六年七月五日に中華民国政府で国防部長を務める秦徳純が来神した際、神戸華僑総会、台湾省民会、中国国民党駐神戸直屬支部と共催で歓迎会を開催した。<sup>38</sup>同年一〇月一〇日の双十節では、上述三団体が旧大開国民小学校(兵庫区)を間借りしていた神戸中華同文学校の校舎を会場とし祝賀会を挙行了た。<sup>39</sup>その後、十一月二三日に神戸華僑総会と台湾省民会が正式に合



図七. 合併後の神戸華僑総会第二期理事集合写真(1947年9月6日撮影)

36 許淑真、一九八三年、一四七頁。

37 「華僑総会と台湾省民会合併 神戸代表北上」『神戸新聞』(一九四六年四月一五日)。

38 「中国人の襟度を持って 秦徳純中将来神、華僑を激励」『神戸新聞』(一九四六年七月七日)。

39 「双十節喜びの祝典 中井市長 中国子弟に育英金」『神戸新聞』(一九四六年一〇月一日)。

併し、会長には引き続き李萬之が、副会長には新たに陳義方が就いた(図七)。

台湾省民会が神戸華僑総会と合併する直前の一九四六年九月二十九日、省民会はその余剰金を活用して「華僑経済文化協会」を発足させることを決めた。同協会の会長には省民会会長であった陳義方が就任した。<sup>41</sup>

## 二・「連合国民」たる者としての身分登録と配給等の申請

戦前より引き続き日本に居住する台湾出身者は、かつては日本帝国内の移動であったため旅券を所持していなかった。大陸出身者のなかにも清末期に来日した者や日本の占領地から来日した者は、当時、旅券を持つことなく来日することが可能であった。<sup>42</sup>

「居住国」となった日本では、外国人住民本人に戸籍謄本は作成されない。そのため、日本に住む外国人の家族について、誰と誰が兄弟で、誰が長男であり長女なのか、日本ではそれを証明する文書が作成されない。「本国」となる「中華民国」も国土は広大で、かつ戦乱もあり、とくに海外で生まれた「国民」の子どもたちについて、移民一世の出身地の役所が把握しているわけでもない。中華民国駐日代表は発足当初、在日華僑に向けて「華僑臨時登記証」

40 「神戸華僑総会」『神戸新聞』(一九四六年一月二四日)。

41 安井三吉「神戸華僑聯誼会史綱(一九五七―一九七六)」戦後神戸華僑関係資料を読む会編『戦後神戸華僑史の研究』(神戸華僑歴史博物館、二〇一八年)。

42 『外人登録』(第一四五号、一九六九年二月)一五頁。

を発給した。このとき各地聯合会が「華僑」の登記作業に協力した。蒋介石率いる中華民国政府にとって在日台湾出身者を含め日本に住む誰が中華民国の「在外国民」となるのか、その判別は各地聯合会に頼るほかなかったのである。こうして各地聯合会は、成立時の会員登記、「華僑臨時登記証」(図八)の代理申請業務、食糧配給の受け渡し業務などを通じて華僑の家族構成の把握に努めた。

本節では、「華僑臨時登記証」の代理申請業務や特配の申請、さらに鉄道の優待乗車の交渉に際して、神戸華僑総会が果たした役割を述べたい。なお、この時代の登記は、後の時代において、在日華僑が自らの家族関係を証明する際に役立つことになる。

## (二) 「華僑臨時登記証」の申請と交付

先述したように、各地総会のなかで最も早く大陸出身者と台湾出身者の組織が一本化されたのは東京華僑聯合会であった。中華民国政府による在日台湾出身者への国籍回復措置が施される前の時期であった。一九四六年五月九日、東京で中華民国駐日代表団が発足し、各地聯合会との結びつきが強化される。大阪には「中華民国駐日代表団神阪僑務分処」が設置された。同年六月二二日、中華民国政府は「在外台僑国籍処理弁法」を公布施行し、在外台湾人は駐外公館に登録すれば国籍証明を発給されるものとした。日本在住の台湾出身者については、大陸出身の「華僑」と同



図八. 華僑臨時登記証

様に「連合国民」待遇が得られるとも規定された。<sup>43</sup>

こうして駐日代表団は本法に基づき、大陸出身者と台湾出身者に対し華僑臨時登記証を発給した。台湾出身者で中華民國国籍の「回復」を望まない者は、一九四六年二月三十一日までに駐日代表団にその旨を申し出なければならぬとされた。<sup>44</sup>一方で、日本政府は平和条約の締結までは台湾出身者は「日本国籍保持者」であるとしていた。こうした解釈のズレは、一九四七年七月一日の「渋谷事件」を引き起こした。東京でのヤミ市の縄張り争いから、「戦勝国民」を自認する台湾出身者と、台湾出身者を「日本国籍保持者」と見なす日本警察との間で、暴力団を巻き込みながら銃撃戦にまで発展した衝突事件である。最終的にGHQが一九四七年二月二十五日に「中国人の登録に関する覚書」を発し、華僑臨時登記証は「中国国籍」の証明として効力を持つことを承認し、台湾出身者で臨時登記証を持つ者は「華僑」と同等の待遇が得られることが認められた。<sup>45</sup>華僑臨時登記証の発行手続きは一九四七年四月までかかり、最終発行枚数は二万一千件を超えた。<sup>46</sup>

華僑臨時登記証の交付に際し、駐日代表団だけでは日本各地に住む華僑をカバーできなかった。<sup>47</sup>そこで各地聯合会が華僑臨時登記証の代理申請を請け負った。これを示す郵便はがきが中華民國留日神戸華僑総会に残されている。

43 何義麟、二〇一五年、二九頁。

44 遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史…民族・血統・日本人』（明石書店、二〇二三年）一三三八頁。

45 何義麟『戦後在日台湾人的处境與認同』（台北…五南圖書出版、二〇一五年）三九頁。

46 鶴園裕基、二〇一九年、四九頁。

47 鶴園裕基、二〇一九年、四八頁。

これには「貴殿申請中ノ華僑臨時登記証（パスポート）完成致候ニ付キ来ル四月十五日迄ニ本信及左記ヲ携帯ノ上受領ニ御出頭被下度右及通告候」とあり、受領のために郵送はがきのほか、印鑑、配給証、旧会員証（省民証）、パスポート〔筆者注…臨時登記証のこと〕代金「弍拾赤（原文ママ）」を持参することが求められた。<sup>48</sup>現在、同会には相当数の台湾省民証（図五）と会員登記証（図三）のほか、図六のように他地域の台湾同郷会が発行した会員証<sup>49</sup>も一部保管されている。一九四七年に入る前後の日付で神戸華僑総会宛に書かれた台湾省民証の紛失届も一定数残っており、紛失者はこれを神戸華僑総会に提出することで、華僑臨時登記証の受領が可能となったことがうかがえる。<sup>50</sup>

ただ、台湾省民証そのものは所持人の「中国国籍」を中華民国政府が正式に証明したものではない。そのため神戸華僑総会では、台湾出身者を対象に「戸籍申告書」を整備し、家長（戸籍の筆頭者に相当）、配偶者、子の氏名・生年月日・台湾での本籍地・日本での現住所・職業・年齢など世帯の情報をもとめた。摘要の欄には該当する者に限ってはあがるが、かつて使用した日本名も記載された。戦前来日の台湾出身者は日本国籍保持者として、当時「内地」であった日本へと移動した。そのため、国籍を証明するパスポートを所持して来日する必要はなかった。台湾生まれであれば日本統治時代に台湾戸籍に記録されたであろうが、子世代が戦後に日本で生まれたとすれば往來の困難もあり、台湾に残された戸籍にその情報が反映されていないことが多々ある。終戦直後は交通事情と情勢の悪化もあり、家長本人の戸籍ですら台湾に取りに戻るといふことも出来なかつたであろう。「戸籍申告書」は文字通り本人が「申

48 「通告」（中華民国留日神戸華僑総会所蔵）。

49 他地域から兵庫県に転居した者は、前居住地の台湾同郷会発行の会員証の提出が求められたものと考えられる。

50 「紛失届」（一九四六年三月八日）中華民国留日神戸華僑総会所蔵。

告」するほかなかった。

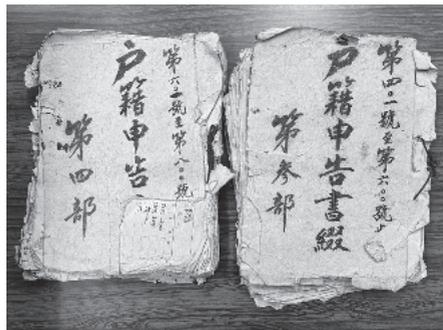
「戸籍申告書」(図九、図十)を見ると二人が「連帯保証人」(原文ママ)となつて、戸籍申告者とその家族が「確實」に中華民國国籍を持つことを保証し、万が一虚偽の申告があれば責任を負うことが併せて誓約されていた。鶴園裕基によると在外台僑国籍処理弁法では、在外台湾人が登記を申請する際、「台湾籍」を確実に有するという保証を華僑二名より受けることが規定されていたといひ、このこととも一致する。<sup>51</sup>

例えば神戸市生田区北野町に住んだ台南出身のS一家は、一九四六年一〇月に申告書を神戸華僑総会ないし台湾省民会に提出した。<sup>52</sup>その後、神戸華僑総会は独自に「神戸華僑総会会員戸籍調査票」を整備し、S一家の調査票は一九四八年二月一日に作成された。調査票には家族人員の

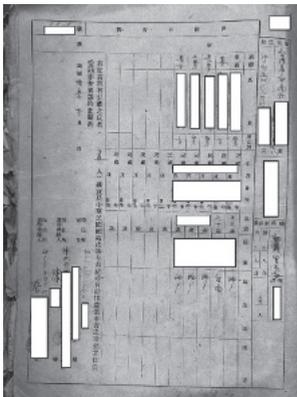
51 鶴園裕基、二〇一九年、四八頁。

52 『戸籍申告書綴 第四部 第六〇一号至第八〇〇号』(中華民國留日神戸華僑総会所蔵)。

53 一九五一年以降は「中華民國留日神戸華僑総会会員戸籍底本」として再登記されたが、戸籍調査票にも一九五一年以降、引き続き家族欄が加筆されておき、運用の違いは不明である。



図九. 「戸籍申告書綴」



図十. 戸籍申告書

欄に「臨時登記証」と「外人登記」の欄がある。華僑臨時登記証の発行対象は十六歳以上の男女であった。<sup>54</sup>それを反映するように、当時三十五歳のS一家の戸主と三十二歳の妻、二十四歳の同居人、三十歳の戸主の弟、三十歳の義妹には華僑臨時登記証の番号が記入されており、戸籍調査票作成の時点でかれらに華僑臨時登記証の交付がなされていたことがわかる。<sup>55</sup>

戸籍調査票上の「外人登記」とは「外国人登録証」のことである。外国人登録証は一九四七年五月二日に戦後日本初の「外国人」を管理する法令として公布された「外国人登録令」に基づき、同年七月以降発給されるようになった。内務省調査局は「外国人登録証」を発給するにあたり、登録をしなければならない者として①日本国籍を有しない者、<sup>56</sup>②朝鮮人、③台湾人のうち中華民國駐日代表団から登録証明書が発給を受けた者がこれに該当するとして、周知を図った。<sup>57</sup>以上の状況から、華僑臨時登記証と外国人登録証をそれぞれ持つS一家の各人は、少なくとも臨時登記手続きが終了する一九四七年四月までに華僑臨時登記証の交付を受けていたと思われる。

では中国大陸出身者はどうか。先に述べたように、かれらの多くは戦前来日で、清末民国初期に来日した者や、満洲国や汪精衛政権など日本の勢力圏から渡ってきた者たちであった。当時、来日の際に旅券は不要であった。中華民國留日神戸華僑総会所蔵資料のうちには、わずかであったが汪精衛政権下の「華僑登記証」(図十一)も見つかった。

54 鶴園裕基、二〇一九年、四八頁。

55 S一家の「神戸華僑総会戸籍調査票」(一九四八年二月一日作成、中華民國留日神戸華僑総会所蔵)を参照。

56 連合国軍関係者やその家族、ならびに外国使節団の関係者は除外された。

57 「外国人(朝鮮人、台湾人を含む)の方々へ」『読売新聞』(一九四六年六月四日)。

『落地生根』によると、戦後すぐの時点ではこの華僑登記証も有効であったという。大陸出身者が神戸華僑総会で会員登録ないし華僑臨時登記証の交付を受けようとする際、場合によっては汪精衛政権下の華僑登記証なども身元確認の書類として用いられたと思われる。

華僑臨時登記証の交付を受けたのは大陸出身者と台湾出身者だけではない。一部、日本人妻もその対象となった。一九四六年四月、中華民国の国籍法で「外国人にして中国人の妻となりたる者は中華民国国籍を得ることが出来る」と規定された。<sup>58</sup> 華僑臨時登記証は一九五一年に「中華民国留日僑民登記証」（図十二）に代えられるが、僑民登記証を持つ日本人妻の存在が確認できている。<sup>59</sup>

## （二）配給ならびに受け取り窓口としての機能

戦後すぐ、各地総会における最大の任務は配給と特配の申請で

- 58 「中華民国留日華僑総会通告 内務組発字第二〇号令各地方分会」『僑声』（第一六号、一九四六年八月）六一七頁。
- 59 「三一五三 日本国籍の有無について」『戸籍』（第一五五号、一九六一年六月）五八一五九頁。



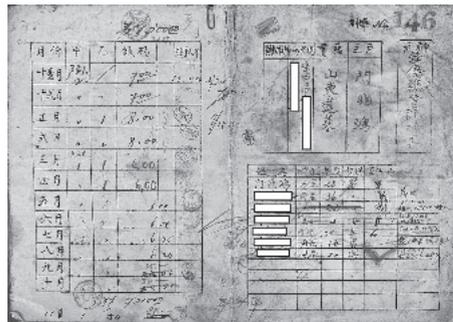
図十二. 中華民国留日僑民登記証



図十一. 汪精衛政権発行の「華僑登記証」

あった。「特配」とは連合国民、中立国民および無国籍人への食糧特別配給のことである。先述した通り、台湾出身者は当初、「連合国民」扱いではなく、特配の対象から除外されていた。それが華僑臨時登記証によって、台湾出身者への特配が認定されることになった。<sup>60</sup>

資料の制限から各時期の在日華僑に対する配給と特配の変遷などは不明な点が多い。日本では一九四七年三月まで隣組が地区の家族の移動を記録し、配給品を分配していた。<sup>61</sup> 中華民国留日神戸華僑総会には図十三と図十四にある「神戸華僑総会配給票（配給証）」が残されている。図十三の「神戸華僑総会配給票」は、門兆鴻<sup>62</sup>の名が戸主として記されている。世帯員の出生年が民国暦で書かれており、民国三十三年（一九四四年）生まれの同居人の長女が二歳のときにこの配給票が交付されていることとその周辺状況から、図十三は一九四六年ごろに発行されたものと推察できる。裏面の見開きには品目、配給量、金額を記入する欄があり、門は木炭、昆布、毛布、砂糖、



図十三. 神戸華僑総会配給票

60 許淑真、一九八三年、一四六頁。

61 竹前栄治・中村隆英監修・天川晃ほか編『第35巻 価格・配給の安定…食糧部門の計画』（日本図書センター、二〇〇〇年）四三頁。

62 門兆鴻（出生年不明―一九八二―山東省蓬萊県出身。戦後は北京料理「第一楼」を経営したほか、晩年には兵庫県中華料理業組合の組合長を歴任した。「門兆鴻氏が急逝された」『関西華僑報』第九八号（一九八三年一月一日）。

油、羊肉、軍衣などを購入していた。配給票の仕様からこれは配給通帳であったといえる。

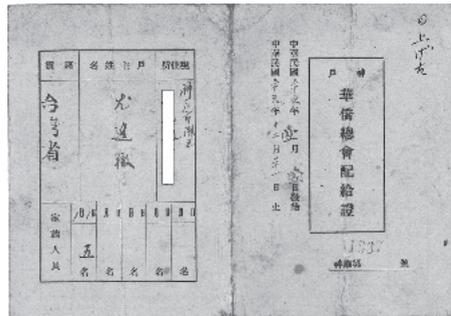
図十四の「神戸華僑総会配給証」は一九四七年一月に台湾出身の尤進徹<sup>63</sup>一家に発行された。裏面の見開きには会費ほか配給量、配給金額を控える欄が十二か月分設けられた。尤の配給証は一九四七年三月まで記入があり、それ以降は空欄であった。ちょうど一九四七年には食糧配給制度の改革が行われ、隣組は解散し、主食の配給は個人ごとに配給されることが決められている。<sup>64</sup> 尤進徹以外の配給証を見つけるには至っていないが、空欄の時期から推察するに、配給証（配給票）は隣組に属する一般の日本人の食糧配給事情と歩調を合わせるように、一九四七年三月で役目を終えたといえる。

とはいえ華僑は引き続き連合国民向けの特配を受けることが出来た。『落地生根』（研文出版、二〇〇〇年「増訂版二〇一三年」）によると、各地総会（聯合会）は連合国民向けの特配のための「食糧加配証」を発給したという。<sup>65</sup> 同書では述べられていなかったが、「食糧加配証」という名の証票は一九四六年

63 尤進徹（一九一四―二〇〇一）：日本統治下の台湾・台中に生まれる。一九八三年から一九八九年まで兵庫県台湾同郷会会長を務めた。創立二〇周年記念事業委員会編『創立二〇周年記念誌』（兵庫県台湾同郷会、一九九三年）二四頁。

64 竹前栄治・中村隆英監修・天川晃ほか編、二〇〇〇年、五一頁。

65 中華会館編、二〇一三年、二三五頁。



図十四. 神戸華僑總會配給証

にはすでに存在していた。「食糧加配証」は特配を受けるために必要であった。<sup>66</sup> 神戸華僑歴史博物館が所蔵する駐日代表団のファイルには、一九四八年ごろに全国組織である「中華民国留日華僑総会」が発行した「食糧加配証」の見本が掲載されている。<sup>67</sup> それは図十二、図十三とは異なるものであった。加配証は駐日代表団僑務処の公印がなければ無効であったという。<sup>68</sup> 一九四八年時点で食糧の特配には米のほかに味噌、醤油、食用油、砂糖、魚の缶詰、米軍払い下げの軍服などが含まれていた。一九四九年には砂糖や麦製品などを除き、戦中から続いた食糧の統制制度が徐々に解除されていく。GHQによる特配も一九四九年四月三〇日に終了した。<sup>69</sup>

一九四九年以降も引き続き統制下にあった小麦製品について、在留外国人は一九五一年一月二時点でO.S.S.（オーバーシーズ・サプライ・ストア）で小麦粉・パン・麺類を購入することが可能で、華僑もその範疇にあった。砂糖はどうか。図十五は一九五〇年八月七日の消印が押されている神戸華僑総会の「砂糖補配通知」である。<sup>71</sup> 一九

66 「留日華僑総会よりの通知」『僑声』（第一九号、一九四七年八月）六一七頁。

67 「為検附華僑食糧加配証共一百份事」（一九四八年三月三日）『華僑特配卷（二）』神戸華僑歴史博物館所蔵。

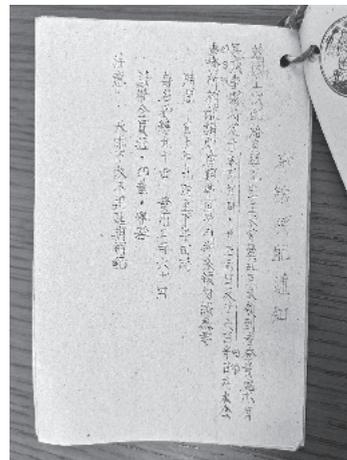
68 許淑真、一九八三年、一六八頁。

69 中華会館編、二〇一三年、二三五―二三六頁。

70 『昭和二十七年一月以降外国人に対する主要食糧及び砂糖の配給要領 兵庫県』（一九五二年一月作成）九頁。中華民国留日神戸華僑総会所蔵。O.S.S.では珈琲豆も購入可能でここで豆を仕入れ、喫茶店を開業する華僑も現れた。江丕正氏のご指示による。

71 一九五〇年八月二四日と二五日に実施された砂糖の配給は、前回の配給実施時に新生児の分が行き届いていなかったため、追加で行われたものである。

五二年四月に砂糖の統制が撤廃<sup>72</sup>されるまで、自由購入は許されていなかった。購入通帳の交付を受ける必要があり、さらに決められた店で買わなければならなかった。<sup>73</sup>こうした時期において、神戸華僑総会は会員に対して砂糖を配給し、会員は会員証と「配給簿（原文ママ）」<sup>74</sup>と費用を納めることで砂糖を購入することができた。目下、一九五〇年七月と八月に砂糖の配給を実施したことが確認できている。<sup>75</sup>食糧のほか、一九五〇年八月一日にはウールの衣料品も神戸華僑総会で会員に配給されたが、価格は一着「参仔式百元（原文ママ）」で数量が多くないことから、購入希望者のなかから抽選で購入できる人が決定された。<sup>76</sup>



図十五. 「砂糖補配通知」

- 72 「値上り心配なし 通産省見通し 自由販売後の砂糖」『朝日新聞』（一九五二年三月八日）。
- 73 『砂糖需給調整規則 兵庫県』（一九五一年九月）三―四頁、中華民国留日神戸華僑総会所蔵。
- 74 配給簿を紛失した者は「町会米帳」でも良いとされた。「砂糖補給通知」（一九五〇年八月二〇日）『發文 外務1〜2（民國三十八年七月―三十九年十二月）』。
- 75 「配給救済物資通告」（一九四九年七月一日）、「砂糖補給通告」（一九五〇年八月二〇日）『發文 外務1〜2（民國三十八年七月―三十九年十二月）』、中華民国留日神戸華僑総会所蔵。
- 76 「呢絨衣料配給通告」（一九五〇年八月一六日）『發文 外務1〜2（民國三十八年七月―三十九年十二月）』。

### (三) 鉄道の優先乗車についての交渉

戦後の食糧難の最中、台湾出身者を含む在日華僑が連合国民専用の車両に乗り込み、遠方まで買い出しに出かけていたことは先に述べたとおりである。鉄道の優待乗車についてはこれまで個人の回想録で語られることはあったが、実際の公文書は見つかりにくいばかりか、新聞報道では細かく言及されていないこともあり、依然不明な点が多い。ここでは中華民国留日神戸華僑総会所蔵の乗車票類と事務記録から分かることだけを述べていく。

戦後すぐは、青天白日滿地紅旗があしらわれたバッジが「連合国民」としての証であった。多くの華僑はこれを身に付け乗車したようである。その後、連合国民が乗る専用車が廃止され、優待乗車が残った<sup>77</sup>。具体的にどのような点が「優待」なのかも不明であるが、筆者は一九四八年（昭和二三三年）一月三十一日が有効期限となっている神有三木電気鉄道（現在の神戸電鉄）発行の「優待乗車券」ほか、「乗車証」と記された京阪神急行電鉄株式会社（現在の阪急電鉄）発行の乗車券、神戸市交通局の「電車乗車券」（当時は神戸市電が走っていた）、山陽電気鉄道株式会社の「社線乗車券」、神戸駅と元町駅の構内入場証を発見した（図十七）



図十六. 優待乗車券と駅構内入場証

77 「開票結果」（年代不明）中華民国留日神戸華僑総会所蔵。この「開票結果」は専用車ならびに優先乗車をめぐって神戸華僑総会の幹部が「憲兵司令部（原文ママ）」と協議をしたことを総会会議で報告した際のメモ書きである。作成年が記されていないため、いつ専用車が廃止になったかは不明である。

六)。いずれも一九四七年から一九四八年にかけて発行され、当時の理事の名が記されていた。

こうした乗車券は神戸華僑総会が正副会長と理監事の人数分を鉄道事業者「事務連絡用」として申請し、交付を受けていたものである。<sup>78</sup> 京阪神急行電鉄は一九五〇年四月三〇日限りで優待乗車を廃止し、<sup>79</sup> ほかの鉄道事業者も時代とともにこの制度をなくしていった。

### 三、集団結婚の主催と生活困窮華僑に対する救済事業——出身地域の垣根を越えて

神戸華僑総会は一九四六年一月に台湾省民会と合併して以降、台湾出身者を理事に加えた。台湾省民会の会長であった陳義方が神戸華僑総会副会長に就任したことは先述した通りである。陳義方は一九四九年七月発足の第五期理事会で第二代会長に選出された。だが陳義方の会長在任期間は短く、一九五〇年一月に一身上の都合を理由に辞任し、役員改選の結果、王昭徳が第三代会長に就任した。<sup>80</sup>

陳義方、王昭徳とも日本統治下の台湾に生まれ、戦前の日本では「バナマ帽」、台湾では「大甲帽」と呼ばれた蘭草帽子の輸出入業を営んでいた。蘭草は台湾北西部の沿岸地域である大甲、苑裡の特産で、日本統治期には多くの蘭草

78 「神戸市電全線優待乗車券申請書」（一九五〇年三月二十七日）『發文申請1』36（民國三十八年七月—三十九年十二月）。

79 「全線優待乗車券申請書」（一九四九年一月三十一日）『發文申請1』36（民國三十八年七月—三十九年十二月）。

80 「為呈報會長更迭懇予備案由」（一九五〇年一月十三日）『發文申請1』36（民國三十八年七月—三十九年十二月）。『中華民國留日神戸華僑総会理監事關係綴（一九四五—一九九七年）』。

帽子の輸出業者が神戸に支店を構えていた。こうした神戸における台湾帽子商は苑裡や大甲、そしてそれに接する清水を出身とする人びとがほとんどであった。<sup>81</sup> 陳義方は苑裡、王昭徳は大甲の出身である。戦後の台湾省民会の発足時には台湾帽子商が音頭を取り、神戸華僑総会と合併したあとも総会内で中心的な役割を担った。

一九四九年末以降、今日に至るまで中華民国政府は台湾を、中華人民共和国政府は中国大陆を統治している。一九四五年から一九四九年の間に、日本において急速に「華僑」として「我々」意識を共有した大陸出身者と台湾出身者は、一九四九年以降、日本の地で「二つの中国」の争奪戦下に入る。「我々」意識を共有した神戸華僑は一九四九年一〇月以降、どのように中華人民共和国の成立と中華民国の台湾移転（遷台）という状況と向き合ったのか。これが本稿の主題であるが、それを知るためにも一九四九年一〇月以前に神戸華僑総会が開始した集団結婚と生活困窮華僑に対する救済事業を通し、神戸華僑総会に集った兵庫県在住華僑の一九四九年前後の概況を見ていきたい。いずれの事業もこれまで見てきた配給や身分証明とは異なり、必要が無い人にとっては必要がない。しかし、こうした事業からは大陸出身者と台湾出身者との結びつきが垣間見えてくる。

81 陸佳暉『紀錄・編纂人…台湾苑裡地区蘭草手編技術及工藝發展調查研究』（苗栗…苑裡鎮山腳社區發展委員會・台灣蘭草学会、二〇一〇年）一一一―一三頁。卞鳳奎『日治時期台灣人在日本活動之探討』（新北…博揚文化事業、二〇二二年）二一四―二二〇頁。

## (二) 集団結婚典礼

神戸華僑総会が主催した「集団結婚典礼」（集団結婚式典）については曾士才の研究がある。<sup>82</sup> 曾士才の両親（曾廣仁・王日英）は一九四七年四月一〇日の「第一屆集団結婚典礼」（図十七）に参加した。本節は曾の研究に拠りつつ、中華民国留日神戸華僑総会所蔵資料を用いながら曾の論考を補強したい。

筆者が中華民国留日神戸華僑総会所蔵資料と記録をもとに整理したところ、集団結婚典礼は一九五〇年代後半まで合計一〇回開催されたことが分かった（表一）。戦後の物資不足の最中、若い人たちにとって盛大な婚礼を開くことは相当な負担であった。集団結婚典礼は会費制でもあったことから、「経済的に助かる」という理由で参加した夫婦もいた。<sup>83</sup> 曾によれば、この集団結婚典礼は会長の李萬之による発案で、その背景には若い世代の経済的要因のほか、李

自身、蒋介石が中国国内で推進した「新生活運動」の影響を受けていたことによるという。<sup>84</sup> この点について、曾は

82 曾士才「戦中・戦後における神戸華僑の体験…華僑学校の教職員の事例」『異文化』第十九卷（二〇一八年四月）五三―八四頁。

83 曾士才、二〇一八、七七頁。

84 曾士才、二〇一八、七九頁。



図十七 第一屆集団結婚典礼（1947年4月10日）  
神戸華僑歴史博物館所蔵

表一. 集団結婚典礼（第一屆～第十屆）

回	日時	会場	新郎・新婦	新郎・新婦
第一屆	1947年4月10日	第一樓	楊永信・馬文琇	溫士琨・田原代志枝
			廖某某・(日本人)	曾廣仁・王曰英
第二屆	1948年1月31日	第一樓	詹永年・招瑞娟	李雲潮・邱品仙
			蔡東濤・董瓊華	閔東源・陳惠顏
第三屆	1949年10月23日	第一樓	陳慶華・井口慧子	閔顯彰・鄭妙顏
			李振祿・易鳳群	李文琨・周艷麗
			鮑觀細・曾麗容	
第四屆	1950年3月26日	第一樓	陳舜臣・蔡錦墩	陳敏臣・葉玉枝
			梁瑞謙・容似英	陳金財・黃天女
第五屆	1951年10月21日	第一樓	謝正彥・王雲葉	陳宝強・劉閃金
			蔡銀宝・費富珍	
第六屆	1952年11月29日	第一樓	林添池・賴慧英	葉家興・黃慧兒
			周国和・周金玲	
第七屆	1954年3月28日	第一樓	郭平坦・陳富美	陳仰臣・曾月娥
			蕭奕明・王雲花	
第八屆	1957年5月3日	金龍閣	陳東和・董瑤華	柯本明・張宝紅
			張博吉・佐藤佳子	周伯英・徐金仙
			曾国忠・葉蘭馨	
第九屆	1957年11月13日	第一樓	黃溪樵・王淑琴	胡興華・招瑞京
第十屆	年不詳・4月12日	東明閣	不詳	不詳

【出展】曾士才「戦中・戦後における神戸華僑の体験：華僑学校の教職員の事例」『異文化』第十九卷（二〇一八年四月）五三―八四頁と中華民国留日神戸華僑総会所蔵資料をもとに筆者作成。

「文字資料としての証拠はない」と断りを入れ、当時の参加者の回想に基づき記述している。<sup>85</sup> 筆者は中華民国留日神戸華僑総会の資料を整理する過程で、集団結婚の実施要項を見つけた。一九四八年一月三十一日に実施された第二屆集団結婚実施要項には、集団結婚の趣旨として「『新生活運動』を促進し、華僑同胞の節約と協力精神を促進することにある」と確かに記されており、曾の論考と符合する。<sup>87</sup>

また第二屆集団結婚実施要項によると、集団結婚で式をあげる人の資格は、「未婚の成人会員で、男性は中華民国国籍を有すること、女性は国籍の制限はない」とされた。<sup>88</sup> 申し込みが始まると、総会内で籌備委員会（準備委員会）が発足し、晩餐会の席制、招待券に相当する「観礼券」（図十八）や晩餐券（図十九）などの準備、ビールなど特配の申請を典礼当日までに行った。そして当日は、委員会メンバーを中心に旧居留地にある北京料理店「第一楼」内で礼堂をしつらえ、集団結婚典礼に参加する夫妻の送迎業務も担当した。典礼では証婚人（立会人）、主婚人（両家の親）、紹介人（媒酌人）、司会はみな礼服の着用が義務付けられ、観礼券を受け取った人が式典に参列することが出来た。第二屆集団結婚典礼では、中華民国駐日代表団神阪僑務分処主任の劉增華が証婚人となった。<sup>89</sup>

第三屆集団結婚典礼では籌備委員として総会より李萬之、陳徳仁、頼枝山、呉玉臣、曾広煜、周金甫、詹廷英、黄

85 曾士才、二〇一八、七九頁。

86 原文は「推行『新生活運動』促進僑胞之節約及合作精神」。

87 「神戸華僑第二屆集団結婚実施綱要」（一九四八年一月）中華民国留日神戸華僑総会所蔵。

88 原文は「凡屬本會未婚之成年會員均有參加資格。惟男方須具有中華民國國籍，女方則無國籍之限制」。

89 「神戸華僑第二屆集団結婚実施綱要」（一九四八年一月）。

進昇、陳宇翔、謝連春、鄭德安、甘亦雅<sup>90</sup>が選ばれ、実行役となり動いた。<sup>91</sup> 第三屆では、前回と異なり総会会長が証婚人となり、参加資格者の国籍について第二屆では「中華民国国籍」と記されていたものがここでは「中国国籍」と書き改められた。<sup>92</sup> この時点で神阪僑務分処主任は劉增華から石潮白に交代していた。<sup>93</sup> おそらく一九四九年一月一日に中華人民共和国が成立し、「中華民国」がどうなるか先が不透明となるなかで、国号を限定せず単に「中国国籍」としたのであろう。

神戸華僑総会会長が証婚人となったのは第五屆までで、日

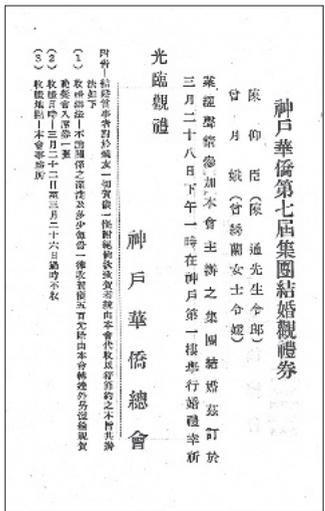
華平和条約締結後の第六屆と第七屆集団結婚典礼(図一八)では、初代中華民国駐大阪

90 甘亦雅(一九一三—一九五五)：神戸生まれ。籍貫は広東省新会県。発足当初より神戸華僑総会の理事に就き、神戸中華同文学校教員、神戸華僑幼稚園園長(一九五四—一九五五)などを歴任した。「甘亦雅先生(一九一三—一九五五)」陳徳仁編「学校法人神戸中華同文学校八十年紀念刊」(学校法人神戸中華同文学校、一九八四年)三一—一頁。

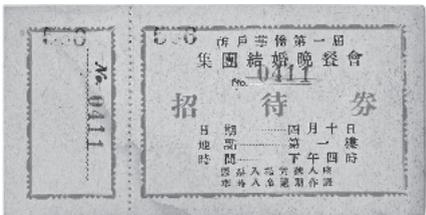
91 「第三屆集団結婚委員」(一九四九年一月) 中華民国留日神戸華僑総会所蔵。

92 「神戸華僑第三屆集団結婚実施綱要」(一九四九年一月) 中華民国留日神戸華僑総会所蔵。

93 石潮白は一九四九年七月一日に着任した。「駐日代表团神阪僑務分処訓令」(一九四九年七月四日)「収文 神阪僑務分処代表团1—207 (民国三十八年七月—三十九年十二月)」。



図十八. 第七屆集団結婚觀礼券



図十九. 第一屆集団結婚典禮晚餐會招待券

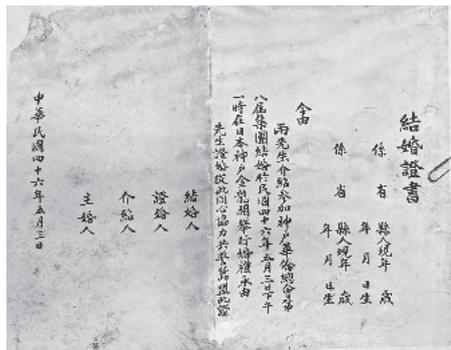
総領事の黄克綸（任期：一九五二—一九五六）が証婚人となった。結婚証書（図二〇）ほか各種申請書は一九四九年一月以降も引き続き民国暦で記された。第六届開催時には神戸華僑総会会長王昭徳は籌備委員長も兼ねており、第七届でも引き続きその職を担った。第七届の籌備委員会職務分担表を見ると、総会元会長の李萬之と副会長の呉玉臣と馬百齋が総務を担当した。会場設営の面では理事・監事が動き、会計に易彝伯、司会進行に詹奇峰、撮影に藍蔚邦、音楽担当に陳宇翔と曾広煜らが就いた。結婚証書も準備され、これは李萬之と甘亦雅が担当した。<sup>96</sup>先に述べた実施要項の「華僑同胞の節約と協力精神を促進することにある」ことがこうした籌備委員会の在り方から現れている。

集団結婚典礼には台湾出身夫婦の姿もあり、第二届から第八届までは少なくとも一組以上の台湾出身夫婦の参加が確認できている。第四届集団結婚典礼には後に作家となる陳舜臣夫妻が参加

94 中華民國駐大阪総領事館は一九五二年八月六日に設置された。『中華民國留日神戸華僑総会理事關係綴（一九四五—一九九七年）』。

95 「神戸華僑第六届集団結婚徴記分配票」（一九五二年一月）。「神戸華僑第七届集団結婚職員分配表」（一九五四年三月）  
いずれも中華民國留日神戸華僑総会所蔵。

96 「神戸華僑第六届集団結婚徴記分配票」（一九五二年一月）。「神戸華僑第七届集団結婚職員分配表」（一九五四年三月）。



図二〇. 結婚証書のblank (1957年)

した。このほか、台湾出身者と大陸出身者、華僑と日本人の通婚も見られた。第七屆集團結婚典禮に参加した郭平坦は日本統治下の台湾・台南に生まれ、妻の陳富美は東京生まれで籍貫は広東省であった。<sup>97</sup> なお第七屆に参加した陳仰臣（図十八）は陳舜臣の弟である。<sup>98</sup>

集團結婚典禮は第一屆から第七屆と第九屆の会場を「第一樓」、第八屆を新聞會館八階にあった「金龍閣」、第十屆を「東明閣」とした。<sup>99</sup> いずれも大箱の北京料理店である。第十屆は月日と会場以外の資料が残っていない。

## （二）神戸華僑總會救済委員会による救済事業

戦後、神戸の華僑のなかには事業に成功した者もいれば失敗した者もいた。一九四九年ごろには、生活苦から妻や子を見捨てる者や、疾病により家族を養えず貧困にあえぐ者の存在が顕著になり始め問題となっていた。<sup>100</sup> 長年、兵庫警察で外事を担当していた鴻山俊雄によると、特に台湾出身者に困窮者が多かったといい、当時の関帝廟は棄て

97 「神戸華僑第七屆集團結婚參加申請書」（一九五四年二月二六日）中華民國留日神戸華僑總會所藏。

98 陳來幸「日本統治期台湾人家族の日本における発展とその商業ネットワーク―神戸泰安公司陳通ファミリーを中心に」蘭信三・松田利彦・李洪章・原佑介・坂部晶子・八尾祥平編『帝国のはざまを生きる…交錯する国境、人の移動、アイデンティティ』（二〇二二年、みずき書林）七〇五頁。

99 「神戸華僑第八屆集團結婚觀禮券」（一九五七年五月）、「神戸華僑第九屆集團結婚觀禮券」（一九五七年十一月）、「神戸華僑第十屆集團結婚觀禮券」（年不詳・四月二二日）中華民國留日神戸華僑總會所藏。

100 「生活困難者ノ救済會議」（一九四九年八月五日）、「呈報成立救済委員会呈請備案並認准募集基金由」（一九四九年八月二六日）『発文申請』36（民國三十八年七月―三十九年十二月）。

られた孤児を收容していた。<sup>101)</sup>

一九四五年八月五日、神戸華僑総会内で生活困難者への救済について対応を協議する会議が開かれ、八月二四日に神戸華僑総会救済委員会が発足した。<sup>102)</sup> 委員長には黄頭、副委員長には吳玉臣が就いた(表二)。黄頭は一八九五年に台湾・嘉義に生まれ、一九二二年に神戸に渡った。戦後、神戸華僑総会で理事を務めた。<sup>103)</sup>

救済事業は一九四九年九月一日から一九五五年七月二日まで約六年にわたって行われた。経済的に困窮した華僑は救済委員会に申請

101 鴻山俊雄、一九七九年、八七頁。

102 「生活困難者ノ救済會議」(一九四九年八月五日)『發文申請1』36(民国三十八年七月一三十九年十二月)。「呈報成立救済員會呈請備案並認准募集基金由」(一九四九年八月二六日)『發文申請1』36(民国三十八年七月一三十九年十二月)。

103 「神戸華僑總會救済委員會委員名單」(一九四九年八月二六日)『發文申請1』36(民国三十八年七月一三十九年十二月)。

104 「神戸華僑總會理事履歷書」(一九四九年九月二七日)『發文申請1』36(民国三十八年七月一三十九年十二月)。出生・来日年は中華民國留日神戸華僑總會所蔵資料に基づく。

表二 神戸華僑總會救済委員會発足時の委員

職名	氏名
委員長	黄頭
副委員長	吳玉臣
内務委員	詹廷英
〃	黄進昇
外務委員	林清波
〃	藍蔚邦
會計委員	鄭玉泉
監察委員	曾広煜
〃	鄭徳安

【出典】「神戸華僑總會救済委員會委員名單」(一九四九年八月二六日)『發文申請1』36(民国三十八年七月一三十九年十二月)をもとに筆者作成。

を行い、認められると救済金として一時金を受け取ることができた。救済委員会の章程草案では、救済対象を原則兵庫県内に住む華僑とし、天変地異の際は日本各地に住む華僑も救済の対象に含むということが記された。<sup>106</sup>その後、救済委員会は「家長の死亡により子の扶養が困難」、「失業・疾患のため生活困難」、「主人が行方不明で本人も病弱のうえ子どもがいるも収入が無い」、「両親ともに拘置所におり、祖母が本人を養育している」、「世帯主が服役中」、「服役中に精神疾患を患い、出所後、入院生活が続いている」といった状況の個別の申請者（申請世帯）に対し、救済費や医療費を提供した。<sup>106</sup>ここで挙げたケースは複数例確認された。

次に救済事例を見ていこう。ここでは氏名の一部を「某」として伏せる。

一九五一年二月六日、救済委員会は施某安からの申請を受け付ける。施某安は台湾出身で、申請時二十七歳であった。戦前、日本軍の軍人あるいは軍属として南方（東南アジア）に徴用され、現地で病気となって帰還し、戦後に神戸で入院した。かれは単身で、翌年六月に亡くなる。救済委員会は救済金、医療費、入院費を支給し、最後は葬儀費を負担した。<sup>107</sup>

一九五二年二月には、陳某生の救済を実施した。陳某生は一九一三年に日本統治下の台湾・台北で生まれ、一九三七年に日本「内地」へ渡った。<sup>108</sup>戦後、東京に留まったが、陳某生は一九五〇年前後に何らかの罪を犯して一年半、

105 「神戸華僑総会救済委員会章程草案」（一九四九年八月十六日）『發文申請』36（民国三十八年七月—三十九年十二月）。

106 『神戸華僑総会救済委員会台帳（一九四九年九月一日）—一九五五年七月二日』中華民国留日神戸華僑総会所蔵。

107 『神戸華僑総会救済委員会台帳（一九四九年九月一日）—一九五五年七月二日）』。

108 『救済関係用（神戸華僑総会救済委員会）一九五一—五四四年』ファイル所収の「陳〇〇書類」に残されていた陳某の華僑

横須賀の刑務所<sup>109</sup>で刑に服した。出所後、陳は台湾への帰郷を望み、横須賀の刑務所の係官に宛てて手紙を書き、「私は日本に誰一人として友人も兄弟もない」ため「刑務所を出ても頼る者なく生活も出来ず助けて呉れる（原文ママ）人もなく精神経病（原文ママ）で職なく生活が出来なく日本に居れば死より道ない」として再度「刑務所に入れてください」と訴えた。そして台湾への「強制送還」と台北にいる両親のそばに帰りたいとの願いもこの手紙には書かれていた。<sup>110</sup>

その後、陳某生は神戸の知人宅に行くも、コミュニケーション上でも支障をきたしていたことから知人が手を焼き、救済委員会に支援を求めた。相談が寄せられた時点で、陳某生は外国人登録証明書（外登）と米穀通帳を持たず、唯一東京都を住所とする華僑臨時登記証のみ所持していた。そこで救済委員会は東京華僑総会（会長・康鳴球）に掛け合い、東京の居住区での外登交付の有無を調べた。外登の再発行後、救済委員会は神戸での転居届の提出を代行し、陳某生は入院した。一九五二年一月、陳某生は入院先で亡くなり、救済委員会が葬儀費用を負担した。台湾の遺族との連絡も試みたが、親族と繋がることはなかった。<sup>111</sup>

臨時登記証、外国人登録証明を参照。○は伏せ字。

109 陳が携えていた手紙（陳が三十八歳のときに書きためた）には「横須賀大津町」の「中国人刑務所」（原文ママ）とあった。米軍人や軍属を収監する横浜刑務所横須賀出張所（戦前は横浜海軍刑務所）のことだと思われる。『救済関係用（神戸華僑総会救済委員会）一九五二―五四四年』中華民国留日神戸華僑総会所蔵。

110 『救済関係用（神戸華僑総会救済委員会）一九五二―五四四年』ファイルに残されていた陳某の手紙を参照。

111 『神戸華僑総会救済委員会台帳（一九四九年九月一五日―一九五五年七月二一日）』。「陳〇〇外国人登録証ノ件」（一九五二

これとほぼ同時期、救済委員会はほかに台湾出身の許某桔（一九一九年生まれ）が遺した女兒の許某子について救済金を支給した。許某子は、許某桔と親交のあった日本人家族が面倒をみていたが、一家も生活に困り、某子の件で救済委員会に相談した。一家が救済委員会に手渡した許某桔親子の概況を記したメモによると許某桔の最初の夫は台湾出身で、日本軍属として戦死した。その後、別の台湾出身男性の陳某占と結婚したが、「義勇軍（原文ママ）」として出征して生死不明」となる。許某子は陳某占との間の子である。この「義勇軍」が何を指すのかは不明である。

陳某占が生死不明になった後、許某桔は菓子子の行商を行い、その日暮らしの日々を送っていた。一九五一年六月に「医薬法違反（原文ママ）」で拘留され、保釈中に再び同法違反で警察に拘留される。二度目の保釈となった同年八月、許某桔は台湾出身の知人男性の方某郎（本名・陳某南）宅で自死した。許某子はその日から親交のあった日本人一家が世話をし、方某郎が仕送りをしていたが、一九五一年の暮れより方某郎と連絡が付かなくなった。<sup>112</sup>

台湾北部の基隆には許某桔の兄が住んでいた。日本人一家は許某桔が生前に兄とやりとりしていた手紙をもとに、兄に対して至急来神し、某子を引き取ることが出来ないかといった内容の手紙を送る。兄からは神戸に行く旨の返信が届くも、再び渡航手続きに時間がかかっていることを知らせる手紙が届いたのち連絡が途絶えた。こうした経緯から日本人家族は救済委員会に相談を寄せたのである。救済委員会も許某桔の兄への連絡を試みた。一九五二年一月、神戸華僑総会会長の王昭徳が僑務会議に参加するため台北に滞在した際、直接、某桔の兄との接触を試みたが連

年二月七日）、「陳〇〇の件」（一九五二年三月一七日）「陳〇〇書類」『救済関係用』中華民國留日神戸華僑総会所蔵。

112 「許〇〇二関スル書類」『救済関係用』。

絡は付かなかった。同年一二月、日本人一家は某子を養女として引き取ることを救済委員会に伝え、救済委員会会長の黄頭はその旨を手紙に書いて兄に宛てて送った。<sup>113</sup>以降、詳細は不明である。

一九五四年六月と七月には長崎県大村市の「大村収容所」を「現住所」とする二名の台湾出身者から申請があった。大村収容所は一九五〇年一二月に「入国管理庁大村入国者収容所」として開設し、朝鮮戦争の避難民や外国人登録令に違反した「外国人」がここに収容された。収容者のなかには台湾出身者もおり、救済委員会はかれらに帰国費用を支給した。<sup>114</sup>生活困難から日本での生活をあきらめ中国大陸あるいは台湾への帰国を希望する人びとも一定数おり、救済委員会は帰国費用を工面できない申請者に対し、認められたものに限って帰国費用を負担した。<sup>115</sup>一九四九年以降、台湾への帰国時、台湾出身者であっても事前の申請が必要であった。帰国手続きは煩雑なため、神戸華僑総会が駐日代表団神阪僑務分処への申請の代行を行っていた。<sup>116</sup>

一九五二年の日華平和条約締結後も、救済委員会を通しての帰国申請は続いた。兵庫県西宮市に在住した林某美もその一人であった。林は一九五四年四月に夫が亡くなったことで生活苦に陥り、五人の子どもを連れ親がいる台湾へ

113 「許〇〇二関スル書類」「救済関係用」。

114 『神戸華僑総会救済委員会台帳（一九四九年九月一五日～一九五五年七月二日）』。

115 『神戸華僑総会救済委員会台帳（一九四九年九月一五日～一九五五年七月二日）』。

116 「周〇〇殿」郵便はがき（一九五一年二月一六日）中華民国留日神戸華僑総会所蔵。「令為救済貧僑及資助貧僑歸國事」（一九五一年三月二三日）『帰国登』中華民国留日神戸華僑総会所蔵。このほか一九五〇年ごろに記入された「僑民帰国申請書」の写しが保管されている。GHQ占領期には英文での日本出国手続きの申請も代行した。

帰国することを決意する。そこで救済委員会に救済金を申込み、さらに当時中華民国駐大阪総領事館が行っていた無料帰国の制度を申請した。一〇月一四日に招商局神戸事務所より許可が下り、その後、林某美は子どもたちを連れ、台湾に帰国した。<sup>117</sup>

#### 四、中華民国政府の遷台と日華平和条約の締結——神戸華僑総会の対応

本節では各地の華僑団体や中華民国駐日公館から神戸華僑総会宛に届いた公文や通知などをもとに、一九五〇年前後の神戸華僑総会を取り巻いた状況を明らかにし、その後の中華民国政府との関係強化に至るまでを追いかけていく。

##### (一) 親中華人民共和国派の萌芽

神戸華僑総会では一九四九年七月三日に神戸華僑総会第五屆理事選挙を行った。七月九日に理事の互選で新しい会長に陳義方、副会長に陳徳仁と王昭徳を選出した。<sup>118</sup> 陳義方と王昭徳は先述の通り台湾出身である(図二一)。陳徳仁は神戸生まれで、籍貫は広東省である。

117 「林〇〇返国免費事、已洽妥招商局希転知照由」(一九五四年一〇月一四日)『救済関係用』中華民国留日神戸華僑総会所蔵。

118 「神戸華僑総会第五屆理事選挙公布」『華僑文化』第八号(一九四九年七月二一日) 八頁。

中華人民共和国成立の直前、日本では「華僑民主促進会」（民促）が中国共産党に一早く期待し、活発な言論活動を展開していた。民促は一九四八年一〇月に東京で発足し、楊春松、劉明電、甘文芳ら台湾出身者が中核メンバーとなった。<sup>119</sup> 楊春松は戦後、日本共産党（日共）員としても活動し、中国共産党（中共）とも繋がっていた。東京以外にも活動の場を広げ、一九四九年二月二日には楊春松と甘文芳ら民促幹部が神戸の「華僑経済文化協会」（神戸の台湾省民会の後身）において、それぞれ「中国革命と華僑」、「新政治協商会議」というテーマで講演を行っている。これを契機として神戸では同年四月二日に「華僑新民主協会神戸分会」が設立された。<sup>120</sup> 民促を中心に親中国共産党的勢力は拡大し、一九五〇年二月には民促が東京の本部と地方の関連組織関係者による代表者会議が開催され、統合団体として「留日華僑民主促進会」が発足した。<sup>121</sup> 華僑新民主協会神戸分会は一九



図二一. 神戸華僑總會第四届理事集合写真  
（一九四九年六月二日）  
前例左から三人目が陳義方、前例右から  
二人目が王昭徳

- 119 陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』（日本僑報社、二〇〇四年）二七〇頁。
- 120 安井三吉「戦後日本の社会運動と華僑」陳來幸編『冷戦アジアと華僑華人』（風響社、二〇一三年）三六一―三七頁。
- 121 安井三吉、二〇一三年、三七頁。

五〇年四月一九日に「留日華僑民主促進会神戸分会」と改称する。<sup>122</sup>

神戸における親中国共産党的な言論は華僑経済文化協会の機関紙『華僑文化』においてまず現れる。一九四九年前後、陳義方、施牧樵、蔡振耀ら台湾出身者らによる寄稿文が多く掲載された。陳義方は廖文毅らによる台湾独立運動の動きを聞いてか、その運動に否定的な見解を機関紙上で述べた。施牧樵は白色テロ下の故郷台湾を想い「台湾人民による自由統治」を求めた。<sup>127</sup> 蔡振耀は中国共産党率いる中国革命に期待した。<sup>128</sup> このなかで蔡振耀は民促神戸分

122 「留日華僑民主促進会神戸分会公函」(一九五〇年四月二七日)『収文僑民華僑団体 1』82(民国三十八年七月—三十九年十二月) 中華民國留日神戸華僑総会所蔵。

123 施牧樵(一九〇八一—一九五七)：日本統治下の台湾・台湾の新豊(現在の安南区)に生まれる。中華民國留日神戸華僑総会所蔵資料に基づく。

124 蔡振耀(一九〇三—一九八六)：日本統治下の台湾・台南の佳里街に生まれる。中華民國留日神戸華僑総会所蔵資料に基づく。  
 125 廖文毅(一九一〇—一九八六)は二二八事件後の一九四七年六月に上海で「台湾再解放同盟」を結成し、同年一〇月、香港に拠点を移し、徐々に台湾独立の必要性を訴えていく。一九五〇年二月に廖は日本へと渡り、日本で台湾独立運動を展開した。「導言」蕭李居編『戦後台湾政治案件(一)』廖文毅案 史料彙編(一)(新北：国史館・国家人權博物館、二〇一三年)四一五、一一—一二三頁。

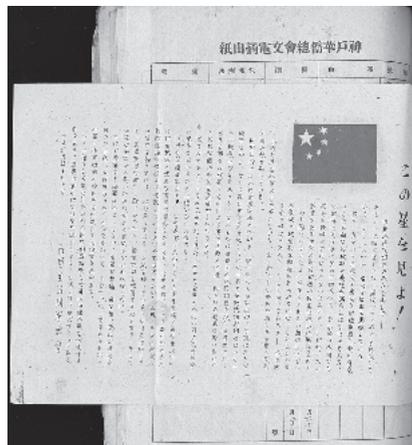
126 陳義方「台湾独立運動的錯誤」『華僑文化』第一〇号(一九四九年九月二一日)。

127 施牧樵「台湾的運命」『華僑文化』第七号(一九四九年六月二〇日)。

128 蔡振耀「從中国革命的帰趨展望新民主主義」『華僑文化』第七号(一九四九年六月二〇日)。

会の監察委員であった。<sup>129</sup>

民促のほか中国留日同学総会も早くから親中華人民共和国の姿勢を明確にした。一九四九年一月一日、東京では本来、中国留日同学総会が「双十節」祝賀行事を主催する予定だったが、急遽中華人民共和国の成立祝賀会に改められた。<sup>130</sup> まもなく神戸華僑総会には、中国留日同学総会より「この星を見よ!」(図二二)と題した当日の様子を記したチラシが送付され、神戸華僑総会の理事に回覧された。<sup>131</sup> 現在では中国留日同学総会、民促ともに日共と中共の合意に基づく秘密組織である「日本共産党華僑・留学生細胞(支部)」の指導下にあつたことが分かっている。<sup>132</sup>



図二二. 「この星を見よ!」

129 「留日華僑民主促進会神戸分会公函」(一九五〇年四月二七日)『収文 僑民華僑団体 1』82 (民国三十八年七月―三十九年十二月)』。

130 陳焜旺主編、二〇〇四年、二六八頁。

131 「この星を見よ!」(一九四九年一月一日)、「理事回覧」(一九四九年一月)『収文 僑民華僑団体 1』82 (民国三十八年七月―三十九年十二月)』。

132 安井三吉、二〇二三年、三五―三八頁。荒川雪「戦後中国人留日学生団体と日本共産党・中国共産党」陳來幸福『冷戦アジアと華僑華人』(風響社、二〇二三年) 六五―八〇頁。

中華人民共和国の成立に際し、神戸華僑総会内では特に何らかの意思表示がなされず、中華民国駐日代表団神阪橋務分処との公文書のやりとりも変わらず続いた。ところが直後に正副会長が相次いで辞任する。一九四九年一月二月には陳徳仁が副会長を、一九五〇年一月二日には陳義方が神戸華僑総会の会長職を辞すことを表明した。<sup>133</sup>互選の結果、同年一月二三日に王昭徳が会長として選ばれた。陳徳仁の後任は前副会長の呉玉臣が引き継いだ。<sup>134</sup>

陳義方が会長職を辞す直前の一九五〇年一月一日、「僑日台湾省民平和促進会」が発足し、陳の姿はここにあつた。平和促進会は中華人民共和国が台湾を解放することへの支持を表明、代表者には陳義方とともに東京からは李延禧<sup>135</sup>、劉明電、甘文芳、大阪からは陳承家<sup>136</sup>が名を連ねた。<sup>137</sup>以降、陳義方は『華僑文化』のなかで中華人民共和国の情

133 「副会長改選請為登記事由」（一九四九年一月二日一六日）、「為呈報會長更換懇予備案由」（一九五〇年一月二三日）『發文申請1-36（民國三十八年七月一三十九年十二月）』。

134 『中華民国留日神戸華僑総会理監事關係綴（一九四五—一九九七年）』。

135 李延禧（一八八三—一九五九）：日本統治下の台湾・台北に生まれる。一八九六年に日本に留学した。一九一一年に台湾に戻り、一九一六年に新設の新高銀行の常務取締役となり、その後、頭取となる。台湾総督府評議会員を務めたが、一九二四年に新高銀行の不良債権の責任を取る形で銀行を去り、東京に居を移した。一九五九年、中国の天津で亡くなる。波形昭一『植民地台湾の銀行家・木村匡』（ゆまに書房、二〇一七年）一七五頁。

136 陳承家（一九〇五—不明）：日本統治下の台湾・台北に生まれ。一九二三年ごろより台湾で民族運動に参加し、一九三一年に日本当局によって逮捕された。出所後、大連へ渡った。一九四二年に神戸へと渡り、その翌年から大阪で会社を営む。一九四五年一月二月、大阪で台湾省華僑聯合会会長に就任した。『履歴書』『民国卅六年十二月大阪総会第三屆理事履歴書計二十六份』神戸華僑歴史博物館所蔵。

137 「台湾を解放せよ！『台湾省民平和促進会』発足」『新民主報』第二二号（一九五〇年二月一日）。

勢や、それに対しての好意的な見解を示した文章を寄せた。

朝鮮戦争が一九五〇年六月に勃発すると、GHQはその勃発前後にして日共中央委員の公職追放を指示し、共産主義者の排除に取り掛かった。そのなかで民促の機関紙『華僑民報』は同年九月に停刊し、その後、民促は解散した。とはいえ、東京華僑聯合会と全国組織の留日華僑総会の役員には民促の関係者が多く選任されていた。<sup>139</sup>東京では東京華僑聯合会そのものを親中華人民共和国派へと傾斜させる動きが強かったが、神戸では陳義方が神戸華僑総会会長職を辞すことで、中華人民共和国を支持する姿勢をより鮮明にしていく。

## (二) 中華民国政府の攻勢と東京華僑総会の分裂

中華民国政府にとって在日華僑組織のなかで親中華人民共和国派の影響力が増大していくことは何としても食い止めなければならなかった。一九五〇年六月、中華民国駐日代表団団長として新たに何世礼が派遣された。<sup>140</sup>以後、中華民国政府は党国一丸で在日華僑との関係を強化すべく動き出す。海外には孫文の革命時期より国民党支部（国民党海外党部）があり、海外党部を遷台後の中華民国とつなぎとめておくことが急務であった。そのため中国国民中央改造委員会は海外党務をつかさどる第三組主任に鄭彦棻を任命し、海外党部の「改造」にあたらせた。「改造」とは

138 何義麟「GHQ占領期における在日台湾人のメディア経営とその言論空間」『日本台湾学会報』第一七号（二〇一五年九月）二二二頁。

139 陳焜旺主編、二〇〇四年、二七二―二七三頁。

140 楊子震、二〇〇九年、五九頁。

遷台後の国民党の党务改革で、国民党海外党部では主に党員の整理を行った。鄭は一九五〇年九月から一九五一年二月にかけてアメリカ、フィリピン、日本など二〇ヶ国五六都市を回り、直接現地の国民党海外党部関係者や華僑組織のリーダーと会い、遷台後の国民党ならびに中華民國政府の指針を説明したと思われる<sup>141</sup>。その後、一九五二年四月より僑務委員会委員長を兼任した。日本には台湾に戻る直前の一九五一年二月に訪れ、中華民國留日神戸華僑総会にはこの時、鄭が総会を訪れた際に撮影したと思われる写真が残されている（図二三）。

鄭彦棻の訪日から約一か月後、中華民國駐日代表団は一九五一年三月一八日から二〇日までの三日間にわたり「全日本華僑聯合会会長会議」（図二四）を開催した。この会議では、中華民國留日華僑総会と各地聯合会（総会）が駐日代表団の指導を実質的に受けるよう、執行部の選出に関わる選挙弁法が改められた。さらに中華民國留日華僑総会は名を「中華民國留日華僑聯合総会」に、各地聯合会（総会）は各地の地名を冠した「中華民國留日〇〇華僑総会」を正式名称とすることが決められた<sup>142</sup>。一九五一年三月には駐日代表団の命令で華僑臨時登記証に



図二三. 神戸華僑総会を訪問した鄭彦棻（一九五一年二月ごろ）  
前例右から三人目が鄭彦棻、前例左から四人目が王昭徳

141 「整理日本党務指示努力的方向」『海外党務』第一卷第二期（一九五一年四月三〇日）五頁。  
142 陳焜旺主編、二〇〇四年、二七九頁。

代わり、「中華民国留日僑民登記証」(図十二)への切り替えが、各地総会を通して行われる。神戸華僑総会では一九五一年秋の時点で二二六〇世帯、七五〇〇名が切り替えを完了した。<sup>148</sup>

会長会議以降、一九五〇年四月から六月にかけて神戸華僑総会には北海道、千葉、山口、宮城、奈良、島根、長野、静岡、新潟、愛媛、愛知、岩手、鹿児島、高知、京都、山梨、福岡、大分、大分、横浜、佐賀、埼玉、四国(香川)、大阪など各地総会より役員改選の通知が届く。宮城と新潟以外いずれの会も「中華民国留日〇〇華僑総会」と称した。<sup>144</sup>神戸はどうか。一九五一年八月には「中華民国留日神戸華僑総会、中国国民党駐神戸直属支部、神戸中華同文学校」の連名で「国内児童玩具運動」への協力要請文を作成したことを確認した。<sup>145</sup>同年一〇月一〇日に開催した双十節の招待状には「中華民国留日神戸華

143 鴻山俊雄『神戸大阪の華僑…在日華僑百年史』(華僑問題研究所、一九七九年)八四頁。

144 『地方総会(民国四十年一月ヨリ十二月マデ)』中華民国留日神戸華僑総会所蔵を参照。

145 「為函請協助「贈送国内児童玩具運動」由」(一九五一年八月)『僑民及僑民団体(民国四十年一月ヨリ十二月マデ)』。国内児童玩具運動」は台湾で発動され、海外華僑にその協力が要請されたそうだが、「国内」が中国大陆のことを指すのか、台湾のことを指すのか不明である。



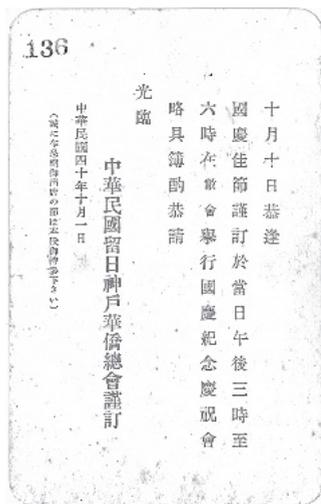
図二四. 全日本華僑聯合會会長會議(1951年3月19日)  
前例左から六人目が王昭徳、前例左から八人目が何世礼

「僑総会謹訂」と記された(図二五)。

全日本華僑聯合会会長会議以降、東京華僑総会(一九五一年三月に東京華僑聯合会より改称)は駐日代表团との対立を深める。東京華僑総会では一九五一年五月六日に理監事選挙が行われ、新しい会長に康鳴球、副会長に劉永鑫と陳焜旺が選ばれた。康と陳は台湾出身であった。当選した理事のなかには中華人民共和国に融和的な者が多く含まれていたことから、駐日代表团はその当選結果を認めず、中華民国政府の立場に近い人びとを担ぎ上げ「中華民国留日東京華僑総会」を組織した<sup>16)</sup>。そうしたなか、一九五二年二月、神戸華僑総会救済員会は陳某生への救済金を支給する際、康鳴球が会長を務める東京華僑総会に陳某生の関連資料の取り寄せを行った。すでに中華民国留日東京華僑総会が発足していたとはいえ、この時点では東京華僑総会が外部より「本家」として認識されていたのだろう。

### (三) 神戸華僑聯誼会との対峙と神戸中華同文学校との関係再編

一九五二年四月二十八日、サンフランシスコ講和条約が発効されたことで日本は主権を回復した。同じ日、日本は台



図二五. 双十国慶節祝賀会招待状(1951年)

湾の中華民国政府と「日華平和条約」を締結した。これで日本の領土は画定され、朝鮮半島出身者と台湾出身者は「平和条約国籍離脱者」となり日本国籍を喪失した。台湾出身者でいえば僑民登記証を所持し得る人びとで、戦前来日ならびに講和条約締結以前に來日した人とその直系卑属である。

条約が発効した八月、それまでの中華民国駐日代表団は「中華民国駐日本大使館」となり、大阪には「中華民国駐大阪総領事館」（以下、駐大阪総領事館）が設置された。日華平和条約締結下の日本においては、中華民国が「中国」を代表する政府であった。こうした時代に入り、東京華僑総会は中華人民共和国との国交樹立と、日本と中国大陸間の人的相互往來を求めて行動していく。一九五三年夏になると東京華僑総会は戦前の中国人強制連行犠牲者の遺骨送還事業と在日華僑の帰国事業を始めた。その「送還」と「帰国」の先は中国大陸である。遺骨は在日華僑による捧持代表団が中国大陸まで船で運んだ。帰国船にも在日華僑が「乗船代表」として乗り込み、船内で帰国者の世話にあたった。捧持団と乗船代表は東京のみならず関西からも選ばれ、陳義方もそのうちの一人であった。東京華僑総会はこのときに中華人民共和国と直接的なパイプを有することとなった。<sup>147</sup>

一九五〇年代初頭の時点では、神戸華僑総会の内部も中華民国一辺倒ではなかったようで、一九五三年八月の遺骨捧持団には台湾出身の林清水が、第二次帰国船の乗船代表には甘亦雅が選ばれている。<sup>148</sup> 林清水は神戸華僑総会の監

147 吳修竹著、何義麟編『在日台湾人の戦後史…吳修竹回想録』（彩流社、二〇一八年）九〇頁。「第三屆華僑代表名單」（符順和氏所藏個人資料）。

148 「華僑乗船代表十三名」『東京華僑会報』第十六号（一九五三年九月五日）。

事で、甘亦雅は理事であった。<sup>149</sup>一九五四年三月の「第七届集团結婚典礼」で式を挙げた郭平坦<sup>150</sup>は中国留日同学総会の活動に関わり、同学総会の副主席でもあった。一九五六年八月、郭は妻の陳富美とともに中国大陸に渡った。

一部の理監事個人の動きは別として、神戸華僑総会は中華人民共和国支持を打ち出してはいなかった。一九五四年一〇月、中国紅十字会代表団が関西を訪問した際、神戸華僑総会はとくに反応を示していない。日華平和条約締結下の日本において、中華民国が「中国」を代表する政府であり、大陸出身者・台湾出身者とも日本では「中華民国人」と見なされていた。神戸華僑総会はこうした「中華民国人」の家族関係を証明する組織として、駐大阪総領事館の領事業務をサポートし、またそれに頼る華僑も多くいた。<sup>151</sup>

中国紅十字会代表団の初訪日を契機に、関西では中華人民共和国との交流の受け皿となる組織作りが進み、翌年

149 『中華民国留日神戸華僑総会理監事関係綴（一九四五—一九九七年）』。

150 郭平坦（一九三三—二〇二二）：日本統治下の台湾・台南生まれ。一九四一年に家族と共に神戸へ移住した。一九四六年、中国大陸に移住した。一九七九年、中華人民共和国駐大阪総領事館領事として大阪に赴任。中国に戻ったあと、全国人民代表大会台湾省代表、中華全国台湾同胞聯誼会副会長などを歴任した。北京日本帰僑聯誼会編『日本帰僑華僑與中日友好』（北京・北京時代弄潮文化發展公司、二〇二二年）四〇頁。

151 在日「中華民国人」は日本では外国籍であるため、日本で婚姻・離婚、国立大学への進学、不動産購入などを行う際、駐日公館発効の証明書の提出が要求される場合がある。戦後に神戸華僑総会が登記を進めた「会員登記」は、家族関係を証明する根拠となる。例えば遺産継承者はこの会員登記抄本を中華民国駐大阪総領事館で認証してもらい、総領事館が「事実相違がない」旨を証明することで、日本において相続の登記がなされた。「八〇九 中華民国人の相続登記について」『登記研究』第八〇号（一九五四年七月）三三二—三三三頁。

には陳義方、林水永、蔡振耀らによって「関西華僑協商会議」が作られた。林水永は神戸華僑総会の理事であった。こうした動きが結実した結果、一九五七年二月には「神戸華僑聯誼会」が結成され、陳義方はその会長に就いた。<sup>152</sup>神戸華僑聯誼会は東京華僑総会とも緊密に連携し、一九五七年一月に中国紅十字団の歓迎会を開催したほか、毎年二月二十八日は二・二八記念行事、一〇月一日には中華人民共和国の国慶節祝賀行事を開催した。<sup>153</sup>

神戸華僑総会はというと、王昭徳会長下で一九五四年六月には反共義士の歓迎会を開催したほか、「一二三自由日」<sup>154</sup>(一月二三日)、青年節(三月二八日)、双十節(一〇月一〇日)、蔣公誕辰紀念日(一〇月三一日)、国父誕辰紀念日(十一月一二日)など中華民國の祝祭日には毎年記念行事を催した(図二六)<sup>155</sup>。中華民国政府の要人が台湾から

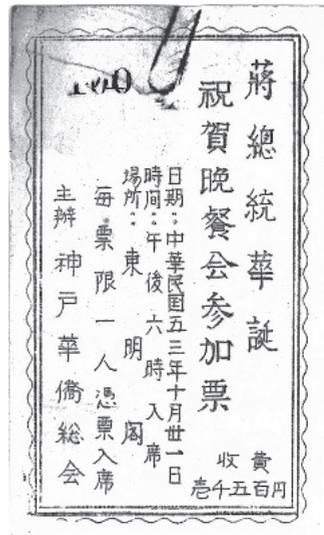
152 安井三吉、二〇一八年、四十三、四十七頁。

153 安井三吉、二〇一八年、五十二頁。

154 反共義士を記念する祝日のこと。反共義士とは、朝鮮戦争に参戦した中国人民志願兵で、のちに国連軍の捕虜となり、中国大陆への送還を望まず、台湾行きを希望した者のことを指す。

155 蔣介石總統のこと。

156 時代の変化とともにこうした祝祭日は双十節を除き台湾でも祝われなくなる。中華民國留日神戸華僑総会も同様で、現在



図二六. 蔣總統華誕祝賀晚餐會參加票(1964年)

神戸や近隣地域を訪問した際には、神戸華僑総会主催の歓迎会も開かれた。<sup>157</sup>

神戸華僑総会が中華民国政府と結びつきを強めていく一方で、一九五〇年後半には神戸中華同文学校が中華民国政府との距離を取り始める。日本の華僑学校は一九五〇年代以降、国共両党の二つの陣営が主導権を奪い合う対象となり、一九五二年八月には横浜中華学校が親中華民国派の「横浜中華学院」（一九六八年に改称）と、親中華人民共和国派の「横浜山中華学校」（一九五七年に改称）に分裂した。神戸中華同文学校は分裂こそしなかったが、中華民国政府は一九五〇年代初頭より同校を中華人民共和国支持に寄りつつあると疑惑の目を向けていた。

一九五五年、神戸華僑総会会長の王昭徳が同文学校の董事長に就任する。同文学校は戦後の授業再開以来、大開小学校の校舎を間借りしており、自前の新校舎を建設することが急務となっていた。駐大阪総領事館は校舎の建設費を拠出する代わりとして王昭徳董事長に対し李萬之校長の更迭を求める。これが明るみになると神戸中華同文学校校友会、家長会を中心に反発が広がった。一九五八年一月に王昭徳は董事長を辞任した。

新校舎は中華民国政府に頼らず再建された。<sup>158</sup>一九五九年九月に新校舎が竣工して以降、同文学校は一九七二年の日中国交樹立（日華断交）まで中華人民共和国への支持を表明せず、「中立」の立場を取った。「中立」とはいえ中華民国政府は同校を中華人民共和国支持の立場にあるとみなしたことから、一九六〇年代に入ると神戸華僑総会と神戸では双十節のみを記念行事として祝賀会を開催している。

157 中華民国留日神戸華僑総会所蔵の写真アルバムなどを参照。

158 陳來幸「戦後背冷戦初期日本の華僑学校の再建をめぐる抗争…国共による争奪戦か地域の競争か」陳來幸編『冷戦アジアと華僑華人』（風響社、二〇一三年）一三六—一八二頁に詳しい。

中華同文学校の関係も疎遠になる。<sup>159</sup>

(四) 神戸華僑総会の活動と役割から映し出される「中国」「台湾」「それぞれの顔の」「中華民國」

中華民國駐大阪総領事館は神戸華僑聯誼会の発足と神戸中華同文学校の校舎再建によって、神戸における中華人民共和國支持勢力の拡大をこれまで以上に神経をとがらせる。神戸華僑総会の主導権が「親中華人民共和國派」に握られないようにすべく、駐大阪総領事館は一九五一年三月制定の選挙弁法をもとに理監事の資格審査を厳格にした。一九五九年六月には林水永が神戸華僑総会の理事から退いて、活動の場を神戸華僑聯誼会に移す。神戸華僑聯誼会は神戸華僑総会を「蔣一味特務」筆者注・「中華民國政府のこと」の「傀儡」組織と見なし、それに集う総会理事を批判するなど、両者の対立が本格的に始まっていく。<sup>160</sup>

神戸華僑聯誼会は中華人民共和國との国交樹立と「台湾解放」を支持する活動を強め、さらに中国大陸在住の親族への送金業務を代行や、大陸への探親を目的とした渡航の申請業務や来日中国代表团との交流事業も行った。<sup>161</sup>一方、神戸華僑総会は中華民國政府の「大陸反攻」と「反共」宣伝を担ったが、当時は台湾出身者を含む在日華僑の台湾入

159 組織としてのつながりは疎遠になったが、(中華民國留日)神戸華僑総会の理監事や会員の親族のなかには子弟を引き続き神戸中華同文学校に送る者もいた。

160 「神戸華僑総会を華僑の手に取り戻し正常な運営を行おう」(一九七五年二月二三日、神戸華僑聯誼会作成チラシ)(陳徳仁コレクション、No.1-2-3) 神戸華僑歴史博物館所蔵。

161 日刊労働通信社編『外事関係団体要覧 昭和五三年版』(日韓労働通信社、一九七九年)一九〇―一九三頁。

出境申請や台湾在任親族の呼び寄せ手続きの代行のほか、戦後の会員登記をもとに神戸華僑の家族関係証明を発行する立場にあった。大阪総領事館への中華民国パスポートの申請や出生登記手続きも代行し、その情報は神戸入国管理事務所にも共有された。<sup>163</sup>

ただ東京華僑総会など親中華人民共和国派組織は「中華民国」をすでに存在しないものとみなし、中華民国駐日公館による領事認証は不要との立場を取っていた。<sup>164</sup>神戸華僑聯誼会で組織の先頭に立っていた者であれば、神戸華僑総会に出向いて世帯構成員の変更手続きや出生登記などを提出しなかったであろう。<sup>165</sup>しかし神戸華僑総会が保管・管理する「会員戸籍調査票」ないし「会員戸籍底本」を見ると、一九六〇年代以降も、相当多くのものが当事者たちよりもたらされる情報に基づいて世帯構成員の婚姻、出生、国籍の喪失などに関する情報が、書き加えられていった。

とくに平和条約国籍離脱者の台湾出身者や戦前来日の大陸出身者にとって、華僑総会での登記こそが自らの家族関係を証明するものであった。こうした一般の生活者にとって、自らの出身地が大陸にあるのか台湾にあるのかを問わず、国交のある「中華民国」と結びつく神戸華僑総会に頼り、そこで登記を行い、必要な場合に家族関係証明を発行してもらうことは通常の行いだったのかもしれない。

162 台湾で戒嚴令が施行されて間もないころ、在外台湾人の台湾への入境は事前の許可が必要であった。

163 「受理証明書」（一九六四年九月一日）、「受理証明」（一九六四年一月二日）などを参照。

164 「台湾の「証明」なくとも婚姻届ができる日本女性との結婚手続き問題」『東京華僑会報』第四八号（一九五六年四月一日）。

165 そもそも中華民国政府は反中華民国派に対して、僑民登記証の無効化やパスポートの不発給といった措置を取っていた。

## おわりに

二〇二五年、中華民国留日神戸華僑総会は発足してから八〇年を迎える。同会が発足した一九四五年一〇月当時、中華民国は中国大陸と台湾のそれぞれを統治していた。一九四六年一月、神戸華僑総会は台湾省民会と合併し、台湾出身者を組織に迎え入れる。当時、日本はGHQ占領下にあり神戸華僑総会は大陸出身者・台湾出身者それぞれの權益を保護し、身分登録、食糧の配給、特配の申請などの業務を担う。また一九四九年には救済委員会を立ち上げて戦後の混乱のなかで生活に困窮した華僑に救済金を支給した。

一九四九年一〇月、中華人民共和国が成立した。同年一二月、中華民国は中央政府を台湾に移転させる。中華民国政府の出先機関である中華民国駐日代表団は業務を継続し、神戸華僑総会もそれとの関係を維持させた。救済委員会は台湾への帰郷を希望する困窮者に帰国費用も負担するが、大陸は中華民国の統治下には入らなくなったため、帰国の援助は台湾出身者で台湾への帰郷を希望する者に限られていた。

一九五二年八月、日華平和条約が締結し、中華民国は「中国」を代表する政府として主権回復後の日本に認められる。神戸華僑総会は国交締結国の中華民国との関係を維持し、大陸・台湾の出身を問わず、中華民国パスポートの申請代行や家族関係証明の発行業務を続けていく。この間、中華人民共和国を支持する華僑も現れた。第二代会長で台湾出身の陳義方は一九五〇年一月に総会会長の職を辞し、以降、中華人民共和国支持の姿勢を鮮明にする。一九五〇年代中頃まで、神戸華僑総会の理監事には「中華人民共和国を支持している」として、中華民国駐大阪総領事館より疑惑の目を向けられている人も含まれていた。集団結婚典禮など会員向けの行事にも、そうした疑惑の目を向けられ

得る人びとが参加していた。

一九五七年、陳義方は神戸華僑聯誼会を立ち上げ、聯誼会は中華人民共和国との窓口となる。このころには中華民国駐大阪総領事館による神戸華僑総会の役員人事に対する関与も強まり、中華人民共和国支持の理事は総会を抜け、神戸華僑聯誼会に活動の場を移す。そうした時代にあっても、少なくない一般生活者の神戸華僑は神戸華僑総会に出向き、パスポートの発給申請や出生登記を行った。それは神戸華僑総会が戦後からの業務を引き継ぎ、家族関係証明を発行できる立場にあったこと、その証明を認証する中華民国政府が日本と国交を有していたことと無関係でない。

一九七二年九月、日本と中華民国は断交するも、一部の大陸出身者との直系卑属の子孫には現在まで中華民国パスポートを更新し続ける者がいる。中華民国が台湾に移転して久しい。少なくとも日本においては、「中国」としての中華民国が人びとの「国籍」を「証明」するものとして今もなお存在しているといえよう。

### 【謝辞】

本論文は科研費助成事業若手研究「閉じていく日本帝国と台湾…「華僑」概念の再検討を通して」（研究代表者…岡野翔太、研究課題番号：22K13220）の成果の一部である。調査の実施時には中華民国留日神戸華僑総会にご協力いただいた。ここに記して感謝申し上げますとともに、本稿の内容に関する責任はすべて筆者にあることを申し添える。